

令和元年度第6回多良木町議会(3月定例会議)

招 集 年 月 日	令和2年3月3日					
招 集 の 場 所	多良木町議会議場					
議 会 日 時 及 び	開	議	令和2年3月12日			午前10時00分
開 閉 宣 告	散	会	令和2年3月12日			午後3時51分
応招（不応招） 議員及び出席 欠席議員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名
	1	○	高橋 裕子	7	○	源嶋 たまみ
	2	○	中村 正徳	8	○	豊永 好人
	3	○	林田 俊策	9	○	久保田 武治
	4	○	坂口 幸法	10	○	宇佐 信行
	5	○	村山 昇	11	○	猪原 清
	6	○	魚住 憲一	12	○	落合 健治
会議録署名議員	3番	林 田 俊 策		12番	落 合 健 治	
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	仲 川 広 人		議 事 参 事	山 本 美 和	
説明のため出席 した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	吉 瀬 浩 一 郎		教育振興課長	今 井 一 久	
	副 町 長	島 田 保 信		教育振興課	中村・永井・川畑	
	教 育 長	佐 藤 邦 壽		健康・保険課長	東 健 一 郎	
	会 計 管 理 者	小 林 昭 洋		健康・保険課	金 子 め ぐ み	
	総 務 課 長	前 田 和 博		町民福祉課長	黒 木 庄 一 朗	
	総 務 課 主 幹	新 堀 ・ 椎 葉		町民福祉課		
	企 画 観 光 課 長	岡 本 雅 博		子ども対策課長	小 田 章 一	
	企 画 観 光 課	栃 原 ・ 山 村		子ども対策課		
	税 務 課 長	平 川 博		環境整備課長	久 保 日 出 信	
	税 務 課			環境整備課	林 田 裕 一	
	農 委 事 務 局 長	大 石 浩 文		農 林 課 長	水 田 寛 明	
	会 計 室			農 林 課	竹 下 政 孝	

## 開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長(高橋裕子さん) ただいまの出席議員は 12 名です。全員出席ですので、会議は成立いたしております。

これから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、町長より発言の訂正が出ておりますので許可いたします。

吉瀬町長。

○町長(吉瀬 浩一郎君) 昨日の一般質問における、猪原議員の一般質問の折にですね、私が猪原議員の税務課長のことに関するところの、何ていうか、お答えをするときに、税務課長の名前をあげて超過勤務のお話をして、そのあと特定の企業の名前を言ってしまいました。

実はその特定の企業は、令和元年度は担当してるんですけど、令和 2 年度に必ずしもそこが担当するとは限りませんので、その部分を削除をさせていただければと思いますので、よろしく願います。

今後このようなことがないように注意しますので、どうぞよろしく願います。

### 日程第 1 一般質問

○議長(高橋裕子さん) それでは、日程第 1、一般質問を行います。

なお、町長の施政方針に対する質問もあわせて行います。順番に発言を許可します。

5 番村山昇さんの一般質問を許可します。

5 番村山昇さん。

#### 村山 昇君の一般質問

○5 番(村山昇君) それでは、私の方の一般質問をさせていただきます。今、コロナウイルスが流行っておりまして、一般質問等をやめるところもありますけれども、どうしても今聞いておきたいというふうなことで私はさせていただきわけでございますので、ご答弁の方、よろしく願いをしておきたいと思っております。

まず、行政事務についてということであげております。これはもう今さらということもあろうかと思っておりますけれども、今回、多良木町の区設置条例が変わりまして、4 月 1 日から新しい設置条例になっていきます。まだ現行の条例の中での質問をまずさせていただきたいと思っております。

区長の業務内容で文書配布、回覧等の取り扱いについて伺いたいということで書いております。これ現行の区長の職務というのは、4 条の方に書いてありますが、区長は、町長の命を受け町行政に関する調査、連絡、報告その他の事務を行うということになっております。これの中身についての規則、要綱等は別に規定はしてないだろうと思っておりますけれども、今の現行の条例によりますと、任命をすると、町長が任命をして、それを受けて、町の行政に関するいろいろな事務を行っていただくというようなことのようにございます。

私がちょっと不思議に思いましたのが、11 月頃だったと思っております。区長よりの回覧の中に一つのチラシが入っておりました。これは見てみますと、高校活性化協議会というようなことで書いてあります。大問題ということでチラシが回ってきておりましたが、これは町が行政に関しての連絡、調査、報告等の一部として、これを回覧を回されたのか、どういう経緯で回ってきたのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

○議長(高橋裕子さん) これより町長、関係課長の答弁を許可します。

前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答えいたします。

今、議員申されました文書でございますが、町の方としましては、区長にお願いする業務につきましましては、本来、町で行うべき公務の一部をお願いしておるところでございますので、区長にお願いする文書につきましましては、基本的には公文書になるということで考えております。公文書または公文書に準じたものということで考えております。そういうものを町長が許可するもとの、町長が区長文書をお願いするわけでございますので、町長が認めたものを区長文書として配付をお願いするところでございます。

またいろいろ、そういった公文書について、こういった公文書を区長文書に入れてほしいというような依頼が総務課に来きます。総務課の区長担当がそれを確認しまして、公文書、またはそれに準ずるものであると認めた場合には、町長の許可のもとになります、公文書としての配布をお願いするということになります。

今言われたようなチラシにつきましましては、私も区長の担当もですね、そういう文書が配布されるということはちょっと把握できておりません、ちょっと配布の直前でそういう文書が入ってるの気づいたときに、これは公文書とは認められないということで、ちょっとその入れたところ、その文書ですね、入れたところを私たちは知らなかったものですから、あとで聞いてですね、その文書は公文書としてはちょっとふさわしくないということで撤収をお願いしているところでございますので、私たちとしましては回覧文書ではお願いしてないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 公文書ではないのが役場の方に勝手に入れられた。それはどういうことですか。役場の担当も知らないのが区長文書の担当箱に入って、それを区長が配付したということですか。

それは今、総務課長言われましたように、公文書等で一応、町長が必要であると認めた場合には、区長の文書として回覧あるいは配布等がなされるだろうと思えますけれども、公文書でない、また担当も総務課長も知らない文書が勝手に入ったというのはどういうことか、その辺についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 役場の総務課の方、総務課の事務所の方ですね、にはそういったこういった文書を区長文書としてですね、配布したいのでお願いしますというようなことはちょっと聞いておりませんでしたので、私それから区長担当も知らなかったわけですが、実際配布する直前でですね、一部の役場職員、これは総務課の事務所の方にいる職員じゃないんですけど、が入れられていたようだったというのをちょっと聞きまして、そこで、どういう文書かっていうことで調べたら、役場の公文書としてはふさわしくないっていうことで、一部職員の人がですね入れられてるのをちょっと見たということだったものですから、連絡してすぐ撤収してくださいということで撤収のお願いをして、役場の区長文書の箱からその文書は全部撤収してもらいました。

そこで区長文書としては配布しないということでございましたので、この後の文書につきましましては総務課の方では区長文書の箱からは撤収しております。お願いしておりますので、そっから先の動きについてはちょっと把握できないところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 町で把握していないのが回覧で回ってきたってというのはですよ、区長が勝手に回覧を回したということになっとですかね。これは区長はですね、公文書等を町から町長が、今言いました先ほど条例でも言いましたように、任命を受けて報酬を払っている人たちですよ。それが公文書でないのを回覧でめぐすってというのは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに私はもうこれ 11 月ごろ回って来たものですから、それを感じ取ったわ

けです。

だから今回、この区の設置条例等も変わりましたので、この内容等についても、やっぱり今後こういうのが出てきますと、身分は変わったにしても内容的には変わらないわけですので、区長の職務としては、こういうことについては、やっぱりこれは条例の違反的なことじゃないかなと私は思うわけですね。だからそのことについては十分こう今後も文書の配布等については注意をしていただかないと、こういう違反的なことをされると問題じゃないかなというふうに私は思います。

これは大問題としてありますのでそういうことの問題じゃなくして、やっぱり条例違反としての問題は行政としても厳しくこうするとところはしていかないと、これ今度また私的なあるいは委託的になってきた場合には、営利的なチラシ等も頼まれる場合が出てきますよ。こういうのも許可をするようなことになってきますよ、これを許可したならばですね。

今の時点でこういう問題は配布されたということで、私は非常にこれを疑問に思っております。そしてこの中身を見てみますと、基本構想でいろいろ配置、統合された写真まで載っております。こういうのが、まだ決まっていないのが 11 月にはもう町民の方に出されたということなんですよね。

町民の方はこういう構想、こういう配置になるんだなあと思われませんか。まだ令和 2 年の予算の中で私が質疑しました基本構想等についても、3 月いっぱいにはでき上がる、それを議会の方に説明をし、新たに基本設計等に入っていくというような話を聞いております。その前にもう 11 月にはこういうまだ決まってもいないような配置図等が出ておるといのは、これどこから漏れたんですかね。教育委員会の方は把握しておられますか。

**○議長（高橋裕子さん）** 今井教育振興課長。

**○教育振興課長（今井一久君）** 答弁をさせていただきます。

その図面等につきましてはですね、球磨支援学校の移転整備に関する委員、多良木中学校の建設検討委員会の委員、議会にはですね、配布はしてあるんですけど、ほかは配布してございませんので、そこあたりの事情についてはちょっとわかりかねるところです。

よろしく申し上げます。

**○議長（高橋裕子さん）** 5 番。

**○5 番（村山昇君）** わからないということじゃなくして、やっぱり検討委員会で検討をされておる途中でこういうのがまだ決定をせんうちに出されると、検討委員会自体が検討しにくくなるんじゃないかなというふうに思うわけですね、まだ決まってもいないのば。

だからこういうことについては、やっぱり検討委員会の中でもこういう情報等については、決定するまでは町民の皆さん方には提供しないようなことを、区長配布とか区長から回覧をめぐる場合はですよ。またそのチラシについては、それは出していただくのはいいかもしれませんが、中身についてはやっぱりもう少しチラシを出す場合には検討して出していないと、町民の方々が勘違いされる場合もあるんじゃないかなと私は思っております。

これは第 1 弾というなことで出ておりますので、また第 2 弾、第 3 弾として出る可能性はありますけれども、今後について、もう来年度になるかもしれませんが、また設置条例等が 4 月 1 日から新たなことで施行されますけれども、私人になった場合の契約の中にもですね、こういう中身等、チラシ等については、公文書以外については、町長等の許可が必要になるならないというのは、契約書の中でもちゃんとこう明記をしていただくようなことをしておかないと、いろんな手間がまた多くなるんじゃないかなというふうに思っております。

今までも回覧文書等が多いということで報酬等の値上げ等も区長から要望がされたということでございますので、その点については十分、今後こういうことが条例等に違反がないようなことでしていただきたい。町長の見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） その文書については私も、私の区でも回ってきましたので、知っております。

時系列で今、総務課長の方からお話をしましたが、まずどなたかかわかりませんが、総務課の区長文書の置いてある場所に入られて、そこで区長文書の中にその用紙を入れられたというのがまず最初です。そして、各行政区の区長さんに届ける職員が担当の職員がおりますので、その担当職員が、それを持って区長さんここに持って行こうとしたときにあけてみたらそれが入っていたので、これは区長文書としていいのかどうかということを総務課の方に聞きましたら、その文書が入っていたので、それは区長文書としては適当ではないということで、総務課の職員の方で全部抜きとったというのがまず第1です。

そしてそのあとに、実は私が今言われて、ちょっとあのときではないかというのがちょっと思い出したんですけど、11月28日に区長さん全員研修センターの2階に集まっていたいで、区長報酬のこと、そして、区長さんの身分が変わったことについて説明をしました。その説明が終わったときに、現在の区長会長の方が大きな箱を持っておられました。その箱を担いで外に出て行かれた。そして外に出て行かれて、区長会が終わって、区長さん全員が研修センターから出ていこうとした時にそれをずっと配っておられたのではないかなっていうにこっちから見ててそういうに思いました。しかしそれがどういう文書だったのかはちょっとわかりませんでしたので、そこで現場で私たちが、それを確認することができなかつたんです。それで恐らく各区長さんはそれを受け取って、区長さんによっては、これは公文書ではないのでということで配られなかった区長さんもいらっしゃると聞いてます。

しかし、ほとんどの区長さんはやはり区長会長が配ったので、それを持って行って文書に入れたということだと思います。そこはあまり自覚的になされたことではない、ただ来たのでそれを配ったってということだけかもしれません。そこらあたりは各区長さんに聞いてみないとわかりませんが、そういう経緯で配られたということです。

この文書が区長会長によって各区に配られたということは、やはり町の方でそれを認識していない段階で各区長に配られたということです。これはやはりちょっとあまりいいことではないなというふうに思います。今後、区長さんの身分が変わりましたし、契約の仕方も委託になりますので、そういう文書についてはですね、この文書がもし認められるんだとしたら、今議員おっしゃったように、町の例えば何々工務店とか、何々あのお店ですね、スーパーとかいうチラシも区長文書に入れて配っていいことになりますので、そういうものではないと思いますので、そこは契約の中にしっかり盛り込んで、今後そういうことのないように、私たちもちょっと注意が足りていなかったのかなというふうに反省してるんですけど、そういうふうに思いますので、これから契約の中でしっかりとそこは明記していきたいというふうに思ってます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） これ今、町長が言われましたように、今の段階ではですね、非常勤の特別公務員という立場ではないかなというふうに思っております。4月1日からは私的な扱いで委託になりますけれども、今町長言われましたように、やっぱり民間のそういう公文書でないものまでも区長に負担をかけるようなことが出てくるんじゃないかと。だから、これについてはやっぱり委託契約書の中で明記をしておく、公文書以外については、やっぱり事務取り扱いについては、そういう内容でしていただかないといけないんじゃないかなというふうに私は思っております。

それとこれはチラシはですね、それぞれ配布されるのは結構でございますけれども、中身について、今は行政がこういうふうな検討会をしておる中でのこれが途中で内容的に配布されるということもちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますので、これは決定した後は、議会に説明をしながら、また町民の皆さん方にもそういう内容的には配布をされ

たり、説明がされるだろうとっておりますので、それからならばですね、そういうチラシの配布等もいいんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、途中でこういうことをされますと、非常に町民の方も迷われる、内容的にもそういうことがあるんじゃないかなというふうに思って質問をいたしたわけでございます。今後のそういう法令違反等にならないように、またこれを突き詰めますといろいろな問題が出てまいりますので、これでこの質問は終わりますけれども、執行部のそういうふうな今後における取り計らいは十分気をつけていただきたいというふうに思っております。

さっさとまいります。次に、2番目の地方創生について。これ議会の懇談会でしたか、全協でしたか、企画の方から2020年から22年度にかけての地方創生の中身について説明がありました。また町長も施政方針の中で、地方創生の事業の法人化等を模索するような内容を言われております。この中身について、少しお尋ねをしたいと思っております。

今、多良木町のしごと創生機構というのがあります。その中でいろいろな事業がされておりますけれども、サラダドレッシング、米ブランド、地域資源活用事業、起業・移住者誘致促進事業というようなことがされております。これをもう少し20年から深化させたり、あるいは高度化させるというような内容の説明でございました。ここに仮称としてたらぎ地域づくり推進機構というふうに書いております。資料にもそういうふうなことで書いて説明がなされたわけでございますが、これは議会も執行部と一緒に宮崎の新富町にこゆ財団というのが法人されておりますけれども、そこに研修に行きました。そこでいろいろな研修をする中で、すばらしい事業財団だなというふうに私も感じました。

ただ、多良木町でこれをそのまま持ってこられる事業かなというふうにも思いました。説明を聞く中で、もう少し高度化し、深化させるというような内容で、同じようなしごと創生のときの同じようなサラダドレッシング、米ブランドから人材育成・起業支援というなことが上げてあります。これをいろいろなことでまた高度化をし、法人化をしていくようなことをここに書いてありますけれども、こゆ財団では、やっぱりそれをやるリーダーがおってやられたんじゃないかな、そういう人が多良木町にこれをやる人がおるのかなと、非常に私はここでちょっと心配をしたわけでございます。

だから中身についてはいろいろ、夢、夢といいますか、夢を持たなくては事業はできませんけれども、そういうふうなことで事業だろうと思っておりますけれども、この事業が本当に多良木の地域づくりになっていくのか、ちょっと心配なところがありますので、その人材の育成等にもついて、どのような考えを持ってこれを進めていくのか、再度、説明をお願いしたいと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** お答えさせていただきたいと思っております。

来年度、令和2年度から3カ年の予定でございますが、先ほど議員申されましたとおり、地方創生推進交付金の事業を3年間計画で取り組んでいきたいというところで国へ申請をしている段階でございます。これまで、3年間の推進交付金で米のブランド化、サラダドレッシングその他もろもろの事業に取り組んできたところでございますが、これまでも答弁の中で申し上げましたとおり、成果として、でてきた部分とそうでない部分とに分けられまして、その中でも、やはり米のブランド化というものにつきましては、2年連続で九州1位の自治体部門での金賞というふうになっておりますけれども、これをきっかけとして、多良木町の町としてのイメージづくり、ブランド化を目指す必要があるということで、さらに高度化させるような取り組みをやっていきたいというふうに思っているところでございます。

その中で1番課題として残ったところが、推進母体でありますしごと創生機構、これの自立化ができてないというところで国の方からも指摘があつたというところでございます。これをするためにはやはり、法人化を目指す必要があるだろうということから今回、仮称で

はございますけれども、たらぎ地域づくり推進機構という法人化を目指すという計画をしております。その参考となる先進事例として、宮崎県のこゆ財団を視察いただいたというところでもあります。

こゆ財団につきましては、これまでいろんな苦勞を重ねながら現在に至っているというお話を聞いているところでございますが、やはり先進事例がないこと、前例がないことに取り組むということは非常にこう厳しい中での取り組みだったろというふうに察するところでございますが、こゆ財団のことを少し紹介いたしますと、一般財団法人でございますけども、これは新富町が100%出資をしている法人でございます。特産品等を開発して稼ぐということで、その稼いだ分についてを人材育成に投資をするというような役割を担っておられます。行政は財団を任せっきりということではなくて、しっかりと行政は行政なりにこの財団をサポートしているということで、お互いの連携がうまくいって国の優良事例としても選出されているということでございます。

本町でもそういった取り組みができないかということでございますが、やはり多良木町におきましても1番の課題といたしますのが人口減少というふうに思っておりますし、それを克服するためには、やはり町に新しい働く場の創出であったりとか、ブランド化というものがやはり必要不可欠であろうというふうに思っておりますし、また、若者の創出、起業、仕事おこしの創出であったりとか、昨日からも一般質問にありますとおり移住定住という部分でも取り組む必要があるというふうに思っております。

この財団が取り組んでおります若者の企業雇用創出というものをしっかり町としてはサポートしながら、町に定着される人口、それから関係人口、これらの創出に向けて取り組んでいきたいということが1番の大きな目的でございます。どうぞご理解いただきまして、ご協力願いますよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 5番。

**○5番（村山昇君）** こゆ財団のイメージというのは非常にこういいイメージでありますし、また町長あたりとの懇談の中でも、町長の意気込みというものも見られましたけれども、これはもうしごと創生機構というのはもう一応解消をして、新しく推進機構をつくって法人化をしていくというようなことでしょうか。また、再組織をして運営をするというようなことでいかれるのか。

また町が100%こゆの場合はしてあるということでございますが、これはふるさと納税事業を含めたところで、ふるさと納税が非常に新富の場合には多く納税がされておりますので、それを利用されるということで、それに対してのお返し等についても、その機構の中で、財団の中でされている。また品物についても高値で売れている。そういうことで非常にこう上手いぐあいに回っているような気はいたしました。

だからそれがそのまま多良木の生サラダあるいは米ブランド等に上手いぐあいに運営がされるのかというのが私はちょっと心配でしたので聞いたわけですが、多良木町の場合にもふるさと納税等あるいは移住促進事業、それから企業（事業）の誘致促進事業というものもあわせたところでこの地域づくりの推進機構がやっていくようなことで考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** お答えいたします。

議員申されますとおり米のブランド化、生サラダドレッシングだけでは当然、利益としては難しいというふうに思っております。こゆ財団でも取り組んでおられますとおり、ふるさと納税に力を入れる、特産品づくりに力を入れる、そのことによって納税額を10億以上の寄附額ということでされているようでございます。

本町の寄附金につきましてふるさと納税額につきましては、昨日からもあっておりますと

おり、大体现在3,000万程度ということで、令和2年度の目標としては5,000万ということでございます。これは現在よりもWebサイトをもっと利用されるものに切り替えていくといえますか、追加をしていくということで寄附額を伸ばすというような目的でございますが、この今回私たちが目指しておりますこの財団といいますか法人につきましては、それに加えて、やはり新たな特産品づくりというものが必要ではないかというふうに思っております。これをすることで納税額を増やし、そこから委託金としてこの法人に委託をするということにしますと、その原資をもとに、この法人が回っていくというような仕組みとして考えているところでございます。

これまで、しごと創生機構で取り組んできていただきました、特に米たらぎを生産されております、田んぼのチカラ研究会等々を引き継ぎながら、全く新しい財団ということでなくて、今のしごと創生機構を発展的な解散ということで、さらに高度化という位置づけでの法人を目指すということで考えているところでございます。

**○議長（高橋裕子さん）** 5番。

**○5番（村山昇君）** 今からやっていくというようなことでございますので、今までのしごと創生機構がやってきた分を基礎に今後、それを深化、高度化させていく、それにはやはりふるさと納税、人材の誘致とか、移住促進事業、起業、そういうことをあわせたところで、特産品づくり、ものづくり、物売り、そういうふうなことでやっていって、地域の活性化を目指すというのがこの法人をする目的じゃないかなというふうに思っておりますので、それに向けて十分な人材が1番でございますけれども、それをリーダーする人材等については、どのような考えでおられるか最後に町長、見解をお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 今、今の機構もですねよく頑張っておられると思います。ただ、今の機構では補助金が切れたらもうそこで終わってしまうということですので、先ほど課長が申しましたように、自ら利益を出してそれで機構の、ここではたらぎ地域づくり推進機構というふうに、法人の名前が仮称としてあがっておりますけれども、この職員の給与までそこで利益を出せるような仕組みにしていきたいと思っております。法人となれば、町のお金とそれから内閣府から来る地方創生の推進交付金とそしてまた別に、法人であれば銀行からのお金の融資もできるということですので、そういった部分ももし必要ならば、議会のご理解を得ながらやっていければというふうに思います。

こゆ財団も最初から順調であったわけではないというふうに先日の研修の時に聞いてます。かなりの困難を克服しながら、外部に対しては高橋さんという、何ですかね、マネージャーとかプロデューサーの方々が外に向けていろいろ発信をして、役場職員の方が1人入っておられて、もう1人は西海岸のシリコンバレーの方にいらっしゃった方がこゆ財団に来ていただいたということで、そういういろんなやはり人材ですね、人材がやはりこう揃って、あれだけのいい事業ができていないかなというふうに思っておりますので、それで、先ほど課長も申しましたが、ふるさと納税をこゆ財団が引き受けてるということです。

今、役場の場合は、1人の職員が他の仕事を持ちながら、ふるさと納税も同時にやっておりますので、なかなかそちらだけに関われないというところもあります。法人になりますと自由に動けますので、そこらあたりでふるさと納税を増やしていただいて、そしてそれを同時に自らの給料を給与もそれで出せるような形にしていければというふうに思っています。

こゆ財団の方は1,000円のライチとかですね、そういうのを銀座のレストランとかにも出しておられますし、そういう何ですかね、利益の上がるような何らかの仕事をこれからまた別に探していかなければならないと思いますが、それとふるさと納税組み合わせたところで、しっかり収益を上げて、それで財団自身の運営ができるような形に持っていければというふうに思っています。



今はまだだれがそこをするということは決まっておられませんけれども、これから庁舎内で話し合っ、て、どういふふうになるのかっていうことについてはまた形が決まり次第ですね、議会の方にご相談をしながらやっ、ていければというふうに思っ、ております。

今のままではやはり、しごと創生機構の今のままではこれから先へ進めないと思っ、たので、補助金が切れたら終わりという状態になりますので、そこを何らかの形で突破していければなというふうに思っ、ております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） やっぱりリーダーがうまい具合にやらないと、この法人化というのも若者がやっぱ付いてくるようなリーダーがおっ、てこの事業を進めていかないと、なかなか独り立ちでけないんじゃないかなというふうには思っ、たので、その点を十分こう町長も担当と協議をしながら、早く今までのしごと創生機構が無駄じゃなかったと、これを基にこういふ推進機構で今度は法人化になるんだというふうなことをです、やっ、ていただければ、この地方創生の成果が出てくるんじゃないかなというふうには思っ、たので、それを期待してこの項を終わりたいと思っ、た。

次に、農業振興についてということであげ、ております。これも一応、農業の根幹であるというなことから、ここにあげさせてい、たいただきました。これはもう前回は一応、お聞きをした部分も重なっ、てくるかと思っ、た。

農業担い手の支援給付金事業ということであげ、ておりますが、今この農業担い手ってのがなかなか少ない厳しい状況であるんじゃないかなと。また農業者も減っ、てきておるし、兼業農家が多くなっ、てきておる、専業農家が少なくなっ、てきておる。また新規就農も少ない、土地は荒れていく、そういう中で各町村それぞれ担い手の支援についていろいろな事業をされておる。

国においても農業次世代人材投資資金というふうなことで、これは準備から経営開始型と2通りありますけれども、これにも非常にこう条件等も厳しいものがあるというふうなことで、各町村、それ以外の方にはこういふ内容で支援したいというふうなことをされておる。

多良木町においても、農林商工担い手対策事業というふうなことで、これは農林商工の担い手事業にしておる、農業だけじゃありません。この中身を見ますと、1回の30万円というふうなことで多良木町はしておる。これがもう令和2年度で5年間の支給が終わりま、す。2年度まではこれでいかれると思っ、たけれども、その後について、他の町村の内容等について少し事業の内容を説明したいと思っ、たけれども、水上については、いろいろな対象条件はそれぞれありますけれども、水上の場合にも産業担い手というふうなことで、ここは林業もありますので、農林商工も書いたところで多良木町と同じようないかなと思っ、た。これもこれは年間50万、最長の5年間というふうなことでおる。

それから湯前についても、これは次世代人材投資に該当しないものというふうな要件でござい、ますし、また、年間の250日以上とか、申請時に3年以内のものとか、5年以上就農ができるものとかというふうなことでいろいろな条件がありま、して、給付が1年目で月額10万、2年目で月額8万、3年目で月額6万。これももう募集期間は随時というふうなことで決まっ、てありません。そういうふうな内容で支援をされておる。

それから錦町、錦町ですけれども、これはこの前、人吉新聞にも載っ、ておりましたが、これも国の事業等に該当しないもので時間とか日にちとか、10年以上とか50歳未満とかというふうなことがあります。これは給付期間は1年間につき1経営当たり75万円、これは最長5年間給付。これは35年の3月31日までが一応、期限というふうなことでされておる。

また相良村については、これも農林業の就労サポートというふうなことで事業でござい、ますし、また研修等にもこの場合は出すようにしてあります。単身者で年額の30万が3年間、同一世帯で就労した場合には2人目以降については1人あたり年額15万円の3年間、技術等

の研修等に行く場合には自己資金の2分の1、上限が5万円と。これも募集期間は随時というふうなことであります。

それから山江村についても18歳から56歳まで、10年以内のものとか、これは新規就農、から就農の後継者というようなことで、支援の内容については、これは農用地の取得、これは上限の20万円で2分の1、それから農地を借る場合の賃借料、これも上限が5万円で2分の1、それから農業用施設の機械等、これは初期の投資で100万円の上限で2分の1、それから農耕車両免許取得、大型等ですが、これを5万円の2分の1、から取得に伴う受講等についても上限の10万で2分の1とか、それから農業経営改善研修等についても5万円の2分の1とか、それぞれの支援がなされております。

また球磨村についても、定額の50万円、これは1回のみ、これは40歳未満の者というようなことでしてあります。人吉市の場合にも、これは担い手の支援事業として、新規就農で農業機械等の購入を買う場合には最高20万円の補助、それから技術を学ぶ研修に行く場合には10万円、経費の3分の1を上限。それから、就農者の結婚成立事業についても5万円と。配偶者を迎えた場合には、共に農業専従となるときに5万円がされる。いろいろな事業がされております。

先ほど言いましたように、多良木町ではもう令和2年でこの30万円というのが切れます。また今回これを利用して、基金の方も減額をされております。ですから、3年、令和3年から、今、各町村のいろいろな支援の内容を申しましたけれども、これについていろいろ検討していただくことができるのか、また、国の方の認定新規就農者における支援策、この農業次世代人材投資資金というこれについて、まず説明をお願いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 水田農林課長。

**○農林課長（水田寛明君）** それではお答えいたします。

まず国の事業としまして、農業次世代人材投資事業というのがございます。その内容といたしまして、経営開始型というのが農業を始める方の交付金となってまいりますけれども、交付対象者といたしましては50歳未満で独立自営農業をする認定新規農業者、または親の経営を継承する場合は新規作物等の導入、または親の経営とは別の作物で独立した経営を行う場合の事業者というふうになってまいります。交付金につきましては年間最大150万円、夫婦の場合が225万円、こちらをですね、最長5年間交付する制度となっております。

ここです、前年度の所得が100万未満であれば満額の交付という形になりますけれども、100万円から350万円の所得がある場合につきましては、所得に応じて交付金の減額がなされるということになっております。また、350万円を超えると交付停止という形になってまいります。この事業で制限がもう一つございまして、交付期間と同期間の営農を継続して行わない場合が全額返還という形になっております。

多良木町におきましては平成24年度からこの事業が始まりまして、現在6経営体の方が利用をされているという形になります。夫婦の経営体がその中の3つという形になっております。

多良木町におきましてはですね、単独事業としまして、議員もおっしゃられたとおり、多良木町農林商工担い手対策補助金というのがございまして、交付対象者が50歳以下のもので新規就農者、農業後継者、こちらになってまいります。交付金額が30万円。交付後3年間は離農しないという形をとっていただきます。もし3年以内に離農された場合には、全額返還というふうな形になっております。こちらが23年度より開始いたしまして、現在23名の方が利用をされている。こちらは農業関係だけで23名ということになっております。補助金の方が令和2年度で終わるということになっておりますけれども、こちらにつきましては農林商工連絡協議会の方です、もう一度中身の精査を行いまして、事業を続けるか、また中身についてもですね、どういった内容にするかというのを協議しまして、存続または継続の話

し合いをしていきたいというふうに思っております。

このような事業の周知につきましては、毎年 2 月に行われております営農座談会、こちらの方ですね、説明を行っております、今後も、このような事業をですね、活用して、担い手確保を推進していきたいというふうに考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5 番（村山昇君） これあのう今の事業については、認定新規就農ということで認定がつくわけですね。この認定は、青年等就農計画書を作成して市町村に申請をする、で市町村が認定をする。この条件等について、認定をする内容、これについて説明を求めたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 水田農林課長。

○農林課長（水田寛明君） それではお答えいたします。

こちらにつきましては、この認定新規就農者ということで町の方に申請をいただくわけですが、その内容としましては、今の現在の経営状態からですね、5 年後、250 万円の所得をもっていくという計画をまず立てていただくというふうなことになっております。

こちらの方を 250 万円クリアをするような計画をつくっていただきますといろんなメリットが付いてくるということで、青年等就農資金、青年就農給付金、そういったものですね、特典もあるということです、認定新規就農の方にできればですね、皆さん申請をしていただきまして、こちらの制度を活用していただきたいというふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 5 番。

○5 番（村山昇君） できるだけですね、国の事業を年間の 150 万の 5 年間ですか、750 万。年間 150 万で最長 5 年間でしょ。は交付を受けられるということですので、5 年間、そういう支援があればですね、十分な農業経営も立ち立っていきくんじゃないかなというふうに思っております。

今、条件等もありますけれども、できるだけこういう事業を利用していただいて、これに該当しない、見合わない人がした場合に今のところ新規就農のだけの 30 万ですので、これはやっぱり今後、新規就農の祝い金だけじゃなくして、やっぱり経営的なことまで含めたところでの支援を 5 年なりして、やっぱりそういう支援策が必要じゃないかなというふうに思っております。

ですからこれはもう 5 年間で令和 2 年で祝い金の 30 万が切れます。ほかには国の事業しかありませんので、町単独としての支援も今後、そういうふうなことを含めたところで支援をしていきたいというふうに私は思いますけれども、町長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 他町村の話は担当課長から聞いていたんですけど、水上、それから湯前、錦ですね、ここらあたりはかなりの応援をしておられるようです。50 歳未満で独立、国の方については独立して自営の就農、認定新規農業者、親の経営を継承する場合は新規作物の導入または親の経営とは別の作物で独立した経営を行う場合は事業の対象になるということで条件が付いておりますので、なかなか厳しい場合もあるのかなというふうに思います。

議員おっしゃるように、担い手の方も後継者もだんだんだんだん減っていくということになりますと、やはり地域農業は非常に厳しい状況になってきますので、令和 2 年で一応、この 30 万の事業が終わるんですけど、ほかの町村のいろんな応援の仕方あたりも研究して、担当課と色々な打ち合わせをしながらですね、令和 3 年度以降も何らかの形で、他の町村かなり大きい金額をされてますので、今まで以上なものができればですね、そして担い手とそれから後継者をしっかりと残していけるような政策をとっていければというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 町長も、そういう方針でいろいろと担い手の支援策を考えていただければ、今後、農業のそういうふうな就農についても、いろいろ助かるんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひともそういうことで希望をしておきたいと思えます。

それではもう時間がちょっと過ぎましたけれども最後ですので、

○議長（高橋裕子さん） すみません、1時間たちましたので、

○5番（村山昇君） 最後までいきます。

○議長（高橋裕子さん） 換気をしたいと思えますけど、コロナウイルス対策で1時間に1回の換気ということになっておりますので、よろしいでしょうか。いいですか。次まで行かれますか。

○5番（村山昇君） あと30分ですから。2番目の農業農村整備事業において、北部地区農業水利施設保全合理化事業はできないかということで質問をしております。

これは今、多良木町の県営ほ場整備事業あるいは団体営農ほ場整備事業でもう大分年数が経っておりますので、1工区、2工区やっております。また3工区等も計画をされておるといふことで、この事業で水利の施設等の保全高度化事業というふうなことで今やっております。

これも大変こう県の方で事業費もたくさんつけていただいて、今も工事が進んでおるようでございますけれども、北部地区において、球磨川北部の方についても、ほ場整備等をやっている箇所がもう大分過ぎております。この地区についても県営でしている箇所、あるいは団体営でしている箇所、それぞれありますけれども、もう老朽化をして水路あたりの漏水等もひどくなっている箇所もあります。

こういう事業でやっぱり北部地区についても計画等をしていかないと、今、多面的とか、中山間とかというふうな事業もありますけれども、なかなかその事業の中では管理等がまた保全等ができていけないような受益者の苦労があるようでございます。

こういうことで、県営あるいは団体営でほ場整備をした北部地区のそういう水利等の施設の事業について、今どのような考えでおられるのか、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 久保環境整備課長。

○環境整備課長（久保日出信君） お答え申し上げます。

北部地区の農業農村整備事業ということでございますけれども、北部地区におきましては、一部が対象地域でございました国営川辺川土地改良事業の方も計画変更の決定がなされまして事業が進められております。それもありまして、今後のですね、球磨川北部地区の水田の再整備については進めていく必要があるかというふうにご検討しております。

現在、県営事業におきまして進められております農業基盤の再整備の状況を踏まえまして、令和3年度から県での基礎調査に取り組んでもらえるよう、来年度に要望したいというふうにご検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 5番。

○5番（村山昇君） 一応、令和3年度から計画の要望をしていくというふうなことでございますので、できるだけ早い、今から3工区等も今から取りかかるということでございますけれども、北部地区においても早めに計画等ができればというふうにご希望を、一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） これで5番村山昇さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午前11時7分休憩）

（午前11時14分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次に、4番坂口幸法さんの一般質問を許可します。

4番坂口幸法さん。

### 坂口 幸法君の一般質問

**○4番（坂口幸法君）** 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

まずですね、昨日、3月11日が東北、東日本大震災から丸9年というところで、昨日、議場の議会の途中でも皆さんで黙祷をささげたところでございますが、またですね、昨日の、今日のテレビでも新型コロナウイルスに関してのWHOからのパンデミック宣言、そういうところも含めてですね、今後のやっばこの私個人的には新型コロナ新感染症も含めてですね、国土強靱化の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオにも入れてもいいんじゃないのかなと思った次第でございます。

そういう観点からも含めてですね、今後の国土強靱化の地域計画にあたっては、大変重要な計画であると思いますので、いろいろと質問項目は多いですが、施政方針も含めてですね、時間内に終わるのかちょっと心配になっておりますが、そこは昨日からの執行部の答弁の簡潔な答弁も含めてですね、皆さん、ちょっと時間内で終わっているようですので、できれば簡潔な答弁でお願いしたいと思います。

それではまず1番目のですね、国土強靱化地域計画についてちゅうことで、国土強靱化地域計画を今策定中と思われませんが、進捗状況はどうなっているのかというところで質問をしたいと思います。

平成25年12月11日に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災減災等に資する国土強靱化基本法が制定公布され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本理念として、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施設を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行わなければならないこととしました。

その基本理念に則り、国土強靱化に関し、国と適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施することを地方公共団体の責務としてうたっております。

また、国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係については、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものではないともうたっております。このような国の動向を踏まえ、熊本県も国土強靱化基本法第13条に基づき、今後起こり得る大規模自然災害等に備えて、熊本県国土強靱化地域計画を平成29年10月26日に策定し、熊本地震や過去の災害等を踏まえ、ハード施策だけではなくソフト施策を含めた総合的な防災体制を整備し、災害に強く、安心安全に生活できる熊本を目指して、合わせて九州を支える広域防災拠点として県境を越える広域的な災害対応体制を整備することを策定の趣旨にしています。

このことを踏まえ、本町も策定途中と思われるが、進捗状況及び計画の進め方としてどこまで今進んでいるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** これより町長、関係課長の答弁を許可します。

岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** お答えいたします。

国土強靱化に関する法律の趣旨であったり、目的であったりということにつきましては、た

だいま議員が申されたとおりでございまして、平成 29 年に熊本県でもこの地域計画というものを策定をされております。昨年の段階でございますが、熊本県内におきまして計画を策定している自治体については熊本県のみということで、市町村についてはどこも策定をしていないということでございました。

これを受けまして、昨年 7 月でございますけれども、県の主催によりまして、市町村の担当者を対象とした説明会が開催されております。また 8 月でございますが、球磨地域振興局が音頭をとっていただきまして人吉球磨 10 市町村の担当者での学習会が始まったという経緯でございます。

当初でございますが、やはり人吉球磨 10 市町村では似かよった地域であるということから、地域間連携というのが必要じゃないかという目的のもと、全市町村集まって、それぞれの課題等を持ち寄っての計画づくりに着手したというところでございますが、それを検討する中でやはり、市町村それぞれの自治体によって行うこともそれぞれであるということから、個別の自治体で単独で地域計画を策定するという方向性に変わったというところでございます。

本町においてですけれども、ただいま議員申されましたとおり、国の計画それから県の地域計画との調和を確保する必要があるということから、まずは県の計画が策定してありますので、その計画をベースにして、本町で取り組むべき事項について各課からの資料の提出を求めています。3 月 2 日でございますけれども、やっと全課からの提出が終わったところでございます。現在その内容につきまして各課との協議をしているということで、3 月までにはすべて策定に至りたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） 今課長の方から答弁ございました。昨年 7 月に県の方で説明会を行って、8 月に人吉球磨全体でそういう説明会を行ったというところで、まずは最初は 10 市町村連携でやっていこうっていう話もあったんですが、それぞれの単独で策定しようっていう話の流れだと思います。それも県のベースのもとに策定していこうというところでご答弁がありました。

その中で、策定に向けたですね、庁内プロジェクトチームが多分あると思います。具体的な体制内容及び県からの支援体制はどのようになっているかというところで、昨日、町長の方の答弁からもありました。この策定に向けた担当課としては、農林課、企画課、総務課あと、環境整備課と 4 つの課と答弁をされたと思うんですが、その辺はこのプロジェクトチームはこれのリーダー的になっていうところは企画観光課が中心となって多分やられると思うんですけど、その体制内容とですね、また県からどのような、県ともいろんな支援が多分あると思うんですけど、どのような支援が今具体的にあるのか、それも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

庁舎内でのプロジェクトチームといいますか、策定にあたって特にこう情報を提供いただいているのが先ほど議員申されたとおりで、環境整備課、農林課、総務課、企画観光課の 4 課で主に行っているところでございますが、ただ計画の内容といたしましては、町民福祉課であったりとか教育振興課であったりと多岐にわたっているところでございます。

また策定にあたっての県からの関わり方についてですけれども、10 市町村で共同で勉強会している時には県からご指導をいただいていたところなんですけど、現在はメールでの情報のやり取りだけということでございまして、その情報提供はいただいているということでございます。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） この国土強靱化地域計画策定にあたっては各課横断的なやっぱりいろん

なりリスクシナリオも含めてですね、多分、福祉分野とか、教育、いろんなあると思います。

そういう中で、そういう課題っていうかそういう起きてはならない最悪の事態も含めてですね、多分そういうところも出していただいて、そういう策定に向かっているとは思いますが。

そういうところで 2 番目の計画策定の趣旨並びに基本目標はどのような内容かというところで、県の方にも趣旨の方がありますが、地域を強靱化する上での目標の明確化としての具体的な本町の基本目標はどのような内容なのかっていうのも具体的にお教えていただければと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** 基本目標というところでございますけども、直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえまして、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進していくということは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて地域の経済成長にも資するものであって、極めて重要なものでございます。

本町におきましても被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる災害に強く安心安全な地域づくりを推進することを趣旨といたしまして作成することとしております。また地域計画の策定にあたりまして、国土強靱化基本法におきまして、国の計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されておりますので、国の計画、それから熊本県の計画との調和を保つことに留意しまして、5つの項目で基本目標を考えております。

まず1点目です。町民の生命を守る。2点目といたしまして、町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。3番目、町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。4番目、被災された方々の痛みを最小化する。5番目、被災した場合も迅速な復旧復興を可能にするといったこととございます。ほとんど県の基本目標と同じ内容となっております。

**○議長（高橋裕子さん）** 4番。

**○4番（坂口幸法君）** 今課長の方から基本目標の多良木町本町の場合は5つあるというところで、まずは1番目に町民の生命の方が最大限図られること。それと2番目に、町や地域社会の重要な機能を致命的な障害を受けずに維持されること。また、3番目に町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。4番目に、被災された方々の痛みを最小化する。5番目に、被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすることっていうところで5つの基本目標を述べられました。

そこで、県のベースのところも含めて考えるとすると県の方ですね、もう1つあるんですよ、6番目が。6番目に、九州を支える防災拠点として機能することっていうのが基本目標の6番目に掲げてあります。この、まあ大事なこの九州を支える防災拠点として機能するちゅうことは大変私は大変大事な基本目標であるのかなと、熊本県もそういう九州の中心部でもある熊本県がそういういろんな防災拠点を熊本地震の教訓からも含めてですね、そういうところも多分つけ加えたんだろうと思っております。

そういう中で、この人吉球磨も含めてそういうやっぱ考えのもとに県のそういう基本目標に沿ったところも含めてですね、ぜひこの6番目の九州を支える防災拠点として機能することもですね本町の基本目標に入れていただきたいし、入れるちゅうことは本町並びにですね、球磨人吉の広域防災拠点の施設の誘致につながると思われるし、県の九州を支える広域防災拠点として、今度はまた県境を越える広域的な災害対応体制を整備することもですね、県の趣旨に対しても合致していると思うので、ぜひ、そこら辺も入れていただくちゅうことはどういうふうな考えを持ってらっしゃるか町長にお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 東日本大震災以来ですね、胆振東部地震西日本、それから九州北部豪雨、そして今回の台風19号、そしてその前の15号というふうに今、日本列島災害列島と言われるぐらいに毎年、災害が起きてるわけですね。

そういう中で、やはり国また熊本県、そして単独の町村として協力してやっていくにはどういうふうにしたらいいのかということが命題であるというふうに思いますので、今課長が申し上げた1番から5番目までの要件についてはどれも難しいんですけどどれもやっていかなくはない事象であるというふうに思っております。

今議員がおっしゃった九州を支える防災拠点というのが最後にありましたけれども、これは確かに熊本県の方の6番目としてあります。熊本県が考えているのは、この6番目としてグランメッセ、それから県の公園ですかね、県民総合運動公園、それから県の消防学校を県としては考えているということだと思いますので、まずは、県南ということになりますと、やはり八代から球磨まで、かなり広い地域になりますけれども、県内の防災拠点ということを考えてときには、それは八代から球磨までの広い範囲で考えなくてはいけませんと思いますが、多良木町はまずはこの5点について、しっかりと協議をし、計画を立てていければというふうに今のところ思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今町長の答弁がありました。この九州を支える広域防災拠点のことは、熊本県のところが考えるところであって、グランメッセ、総合運動公園、あと1つあったですよ、消防学校ですね、消防学校も含めて、あそこもある意味老朽化して、結構益城に近かったところということで、いろんな話を聞きますと、あそこに受援体制も含めていろんな自衛隊、消防の重機車両が来たときに、やっぱりどうしても土のグラウンドになっちゃうので、そこでやっぱりなかなかちょっと機能できなかつたちゅう話も聞いております。

そういうところも含めれば、県を特に県南のそういう防災拠点があまりにも少な過ぎるというのが、多分町長、この10市町村の方、首長たちも多分思っちゃると思うので、そういうところも含めてそのこの文言を入れることによって、また今度は県の方にもそういう何ていうかな、誘致、そういう県南の防災広域拠点を作っていただきたいとか、そういうところも要望できると思うんですよ。

ぜひですね、そこはまた考えていただいてですね、またこれは見直しも含めて多分できると思うので、ぜひそういうところも観点に持っていただいて計画を作っていただければと思います。

次に3番目の本町に強靱化に向けた事前に備えるべき目標として、国の基本計画及び県の基本計画を踏まえつつ、持続可能な活力ある地域づくりにつなげるための町独自の目標に加えて、8つの事前に備えるべく目標が設定されていると思われませんが、その具体的な内容は、具体的な内容をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

国土強靱化地域計画でございますが、通常の、例えば町の基本計画とかそういったものの計画の内容でありますならば、基本目標というものを幾つかあげまして、それぞれの一つ一つの目標に対して幾つかの施策あたりがぶら下がっていくというような構造になっておりますが、この地域計画につきましては、基本目標のすべてを達成するために複数の事前に備えるべき目標を定めて、その備えるべき目標ごとに起きてはならない最悪の事態を想定し、その項目ごとに個別の事業をくっつけるという少しく変則的な計画になっております。

若干わかりにくいところもあろうかと思っておりますけれども、そういった構造となっているところでございます。

議員ご質問の事前に備えるべき目標といたしましては、県の計画と同じ8つの項目を掲げてございます。人命の保護が最大限図られること。2番目に救急・救助、医療活動等が迅速に行われる。3つ目、必要不可欠な行政機能は確保する。4つ目、必要不可欠な情報通信機能は確保する。5つ目、経済活動を機能不全に陥らせない。6つ目、生活・経済活動に必要な最小限



の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。7つ目、二次災害を発生させない。最後8つ目ですが、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。以上でございます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今ですね、課長の答弁にもありましたように、8つの基本目標ですね、推進方針といいますか、それが1番目に人命の保護、2番目に救助・救急、医療活動ですね、3番目に必要不可欠な行政機能の確保、4番目に必要不可欠な情報通信機能の確保、5番目に経済活動の機能保全の回避、6番目に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等の確保と早期復旧、7番目に二次災害の回避、8番目に地域社会・経済の迅速な再建・回復に必要な条件整備をすることというところで8つあります。

この県のこの推進方針が8つの基本目標ですが、ここにも県の方はですね、この3番目の発生直後からの必要不可欠な行政機能の確保というところで、ここにもですね、もちろん、県その趣旨、4つの目標に沿って広域防災拠点を含む行政機能の確保という文言がですね入っております。

ここはだけん先ほども申しましたように、やっぱりこの広域防災拠点のそこも含めた行政機能の確保っていうのは、やっぱり私は入れておくべきではないのかなと思っておりますが、そこは今回は町としては入れてないというところで、そこはまた見直しも含めてですね、今度、今からちょっと質問してまいります、その重要性も含めてちょっとそこを今からちょっとお互いに考えていければなと思っております、次の質問に行きます。

次に、想定リスク、地域特性、県地域計画等を踏まえ、本町では何個の起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオですね、どういうリスクシナリオがあるのか、その主な内容、多分いっぱいあると思うんですが、そういうところを具体的な主な内容をですね、ご説明いただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えさせていただきたいと思いますが、議員ご質問のとおり、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオ等が県の方でもかなり多くの項目があがっているところがございますが、まだ幾つっていうところについては協議中でございますので、まだそれはわかり次第お知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） まだ各課から今出て来て、その、を検討協議中というところで、その中から多分、重点化、優先順位をつけて重点化プログラムが選定されると思っておりますが、その重点化プログラムをまだ選定の途中でいうところでもいいんですよ、ということは、あと3月もですね、もういっぱいあと31日までもう時間がないと思うんですが、職員のそういういろんな新型コロナウイルスの対応とか、さまざまなやっぱ年度末になって、職員の多忙感も含めれば、本当にこの策定が間に合うのかなと私は危惧してるんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 年度末まではもう残り数日となっておりますけども、全力を尽くして3月末までの策定を目指すということで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 課長の方からは3月いっぱいの公表に向けて、提出に向けて、精一杯努力するということで、町長の方からもですね、どういうふうな、そのあと時間がないので、もうそういうところも含めてですね、これはあまり急いでもですね、ちょっとやっぱこの大変重要なもう将来の多良木町に防災とかいろんな地方創生にもつながる、ある意味、総合計画も含めてですね、そういうところにつながる計画であるので、急いでも、また、なかなか

ちょっと見落とすところも多分出てくるんじゃないのかなっていう危惧もしてるんですが、そういうところも含めて、もし延ばせるようであればですね、何かそういうふうな延ばせることができるかも含めて町長にお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） ちょっと意見調整のために休憩します。

（午前 11 時 43 分休憩）

（午前 11 時 43 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 会議を続けます。吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 資料は各課から 3 月 2 日に集まっておりますので、それを今、随時、担当係の方で検討しているところです。

企画課の方では 3 月中にまとめたいということでおりますので、私もそういうふうを考えております。ただ、見直しは随時行っていいということだそうですので、そこらあたりは柔軟に対応していけるのかなというふうに思います。

策定自体は 3 月いっぱいを作って、議会の方にお示ししてご説明をしたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） ぜひですね、ほんとに職員の方々も大変多忙な時期で大変と思いますが、そういうところも含めて本当に急がず焦らず、また慎重にですね、何とかすばらしい地域計画が策定になるようにですね、我々もですね、いろんな今度そういう策定計画を見させていただいて、またいろんなことで議論できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

4 番目に重点化・優先順位付けの結果、どのような重点化プログラムが選定されたのかという質問を出しておりましたが、まだそういう段階ではないってところで、でもこの課長からのこのあれを見ると、3 月上旬には関係課とのヒアリング調整ちゅうところで、3 月下旬には議会の地域計画の説明、地域計画の策定というところで、本当にこのスケジュールにちゃんとのっていったのかちゅうのが本当に心配ではございますが、ぜひですね、頑張ってください、そういう、この重点化プログラムの選定の中にも、国土強靱化にあるようないろんな表をですね、マトリクスを作成しながらどんどん、そういう優先順位をつけていく作業を多分されると思うので、そういう作業はちゃんとやっぱりされるちゅうことはちょっと確認したいと思いますが。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） 今議員申されたとおりの方向性で今各課と調整しながらやっているところでございます。

重点化というところでございますけども、国が 45 の最悪の事態のうち、大都市での建物の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生、異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水、食料等の安定供給の停滞など 20 のプログラムが選定されておまして、重点的に取り組んでおられるということですので、本町に係わりのあるもの、特にそこらへんにつきましては重点化としてやっていきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） もうそのあの重点化プログラムを選定するにあたり、そのマトリクスも含めてですね、専門分野、個別専門分野の策定もしなくちゃいけないと思いますが、この国土強靱化のこの今あるように、5 つぐらいのありますよね、教育も含めて、地域経営分野、地域社会福祉分野、産業雇用の分野、教育文化の分野、都市交通基盤の分野、老朽化対策等、これには 6 つありますが、多良木町としてはどのような個別的分野がこれにならってこの 6 つぐらいになるのか、それも含めてもしわかればご答弁お願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。県との調和という観点からも 6 つの分野については同じになる内容になってくるというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） それでは 5 番目のですね、国土強靱化計画と本町の総合計画との関連性及び整合性を鑑み、策定にあたっては大変重要であると思われるが、どのような策定内容かということで、どのような策定方法かというところで、国土強靱化地域計画、総合計画の策定方法として、多良木町の場合はこの総合計画は 1 年先送りちゅうことでなりますところではございますが、一応、国の方で示されるのがパターンが 3 つあって、パターン 1 として、地域計画をアンブレラ計画として位置づける場合と、パターン 2、地域計画と総合計画を並列に位置づける場合、パターン 3 として地域計画を総合計画と一体的に位置づける場合、この 3 つのパターンの策定方法があると思われませんが、本町のこの国土強靱化地域計画に関してはどのパターンの策定方法を考えておられるのかご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

国の計画そのものはアンブレラ計画になっているかと思いますが、現在町で多良木町で考えておりますのは並列になってくるだろうというふうに思っています。

これあの人吉球磨全体といいますか、市町村の事例を聞いてみますと、やはりそのような方向で今計画を進めているというような内容でございました。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） ということは、パターン 2 の並列に位置づけるというところで、町のようは本町の総合計画と整合、調和するという形で、今現在の第 5 次総合計画と調和するっていうところでの計画でよろしいんでしょうか。

そこを伺いたしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

第 5 次多良木町総合開発計画につきましては、計画期間から相当経っておりまして、その時点では国土強靱化という文言は当然あっていないところですが、計画の中を見ても、地域力の向上という部門の中に災害に強いまちづくりという項目があります。

これとリンクをさせていくというものでございまして、当然第 6 次の総合開発計画につきましてはしっかりとこの整合性を保ちながら計画を進めていくということで考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） ほかの人吉市も含めてほかの自治体も含めて国土強靱化の地域計画と総合計画をダブル、ダブルでというかこう並列型と思うんですが、そういうところで計画になっているように思われます。

もう先ほど課長の方の答弁からもありましたように、大分前の総合計画というところで、なかなかやっぱちょっと今の状況とは違うところも多分出てくるのではないのかなと思ってはるんですが、これは町長の施政方針にも書いてありますが、町長の任期に合わせて総合計画を 1 年間先延べして総合計画を行うというところで、その見直しも含めてですね、やっぱりその今の第 5 次総合計画とはちょっとそぐわないところが結構あるよねっていうところは今からの多分、検討課題でしていくべきだろうと思うし、そこも含めてまた町長が考えてらっしゃる、今自分のこの次期に向けた総合計画ですね、来年 2 月までの任期しかありませんけれども、次のまた、出られるときの場合も含めてやっぱそこはやっぱある程度自分なりのそういうこの国土強靱化に対してのそれを整合性、調和するための自分なりのやっぱ総合計画も多分お持ちであると思うので、ぜひそこら辺は臨機応変にですね、対応して計画を作っていたらと思います、いかが思われますでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 総合計画を1年間延長させていただきました。

それで、今ちょっとやはり課長が申しましたように時代にそぐわない部分も幾らか出てきているのかなというふうに思いますので、そこをきちっとマッチングさせたような形で第6次の総合計画には盛り込めるような形にしたい、それと整合性のとれるような形で、これは途中で見直しもきくということですので、まずは形を一応整えて、そして順次見直すところがあれば見直しをしていくという形で作っていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） あのう町長の答弁で安心しました。

その策定にあたって、ようは企画観光課が中心となってやるわけですが、そういうところでやっぱりある程度専門的な知識の方々もですね、多分入れながら、多分この策定にはしていかなくてはならないと思っているので、その中でちょうど本町には・先生も含めてですね、すばらしい知見者がいらっしゃるの、そういうところで今いろんなご意見を聞きながら策定に向かって行ってんのか、多分行ってると思いますが、そこら辺はどういうふうな立ち位置で今、そういう専門的なアドバイザーですね、考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 岡本企画観光課長。

○企画観光課長（岡本雅博君） お答えいたします。

現在、地方創生顧問として・先生にお越しいただいております。この国土強靱化計画だけでなく、総合戦略であったりとか、市町村の総合開発計画、これについても、それぞれのそれぞれのといいますか、他の自治体においても会議のリーダーといいますか、そういった立場で携わっておられますので、よその事例を参考にも教えていただいておりますし、いろんな助言をいただいているというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 最後の6番目の質問がこの国土強靱化に対してあるんですが、ちょっと5分じゃ時間が足りないので暫時休憩をお願いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） それでは、昼食のために暫時休憩に入ります。

午後は1時より再開いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時3分開議）

○議長（高橋裕子さん） 議員の皆さんがお揃いですので、開会前ですけれども、教育委員会の方から休校とかの取り扱いについての発言がありますので、教育長からお願いいたします。

○教育長（佐藤邦壽君） それじゃ、失礼いたします。教育委員会からの報告でございますけれども、皆様ご存じのように今新型コロナウイルスがですね、世界中に蔓延されておまして、学校の方も休校に入っております。3月の2日から3月の15日までになっておりましたが、先日、昨日、県教委の方からこれを延長するという報告がございました。3月の16日から春休みの始まる前日、つまり3月24日まで延長することになりましたので、子どもたちはもうそのまま春休みに突入していくということになりますね。大変な事態になりました。

その理由としましては、感染拡大がとまらないと、熊本県ではもう6名ですか、出てますので、これも大きな理由であります。それから昨日でしたか、WHOの事務局長が現在パンデミックの状態であると、世界的な感染ですね、世界的な流行になっているという発表がなされました。したがってこういう状況のもとではなかなかもう15日で休校をやめるということにはならなかったものと思われま。

そして、それを受けまして、教育委員会もばたばたしてるんですけども、対応としましては、昨日、臨時校長会を開きまして、情報の共有、それから児童生徒及び保護者等への対応、

こういうことについて協議をいたしました。その結果を本日文書を学校へ送付いたしまして、各学校からご家庭に届けてもらおうと。

どうやって届けるかという、もう担任がすべての家庭をめぐって家庭訪問も兼ねてですね、届けるようにしております。中学校は既に終わったんじゃないかなと思ってますけど。子どもの様子を確認する意味でも家庭訪問して届けるということにいたしました。

それから延長されましたよという保護者への連絡は学校からメールで保護者等へも配信をしておりますし、それからデータポンですかね、データポンでも発信をいたします。それから防災無線ですかね、これを通して関係内容を放送するようしております。

なかなか大変ですけども、子どもたちがもう退屈でたまらんといい声が結構学校にもあがってきておるようでして、運動不足、ストレスがたまる、そういう状況になりはせんかなと思ってますが、そういうことを鑑みまして、もう運動場に遊び来て飛び回ってよかたいというようなことを一応、昨日の校長会でもちょっと相談をいたしました。

ただし、手洗い、うがい等をきちっと徹底するっていう指導のもとですね、そういうふうにいたしましたので、一応お知らせをしておきます。以上です。

**○議長（高橋裕子さん）** 今井課長。

**○教育振興課長（今井一久君）** すいません、引き続き教育委員会関係の施設の使用制限をかけておりますので報告をさせていただきたいと思っております。

まず町民体育館なんですけど、まずトレーニング室につきましては、使用を今とめております、不許可ということで。あとはですね3月31日までにつきましては、制限つきで必要最低限の使用のみは認めているということで、イベントとか、試合とかはやっていただかないようにということでございます。あと体育施設の中でグラウンド、武道館、弓道場、世代間交流グラウンドにつきましては必要最低限の使用のみ許可をしているところでございます。

あと社会教育施設なんですけど、太田家については、イベントの貸し出しはいたしませんけど、とりあえずは開いているということです。黒の蔵につきましては、これは3月31日まで休館っていうところで対応しているところでございます。あと白濱旅館、町民広場、町民大集会場、ファミリーパーク宇宙ランドにつきましては、制限つきで使用を認めております。

公民館のですね、中央公民館、図書室、研修センターの1階なんですけど、こちらにつきましては、貸し出しと返却のみを今、3月31日までは許可をしているところでございます。あちらでの閲覧とかですね、長時間の滞在についてはご遠慮いただいているところでございます。

あとそれぞれの黒肥地公民館、久米公民館、槻木公民館につきましては、3月31日まで制限つきで使用許可しております。

あと学校施設なんですけど、先ほど教育長の方から学校の方が3月の実質的に31日までお休みというところでございますので、グラウンド、そして体育館等もですね、貸し出しはとめているところです。よろしく申し上げます。

**○議長（高橋裕子さん）** 報告ありがとうございました。岡本課長どうぞ。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** 企画観光課からでございますが、今の件に関しまして、交流館石倉についても、公民館と同様に身内の方で使用される場合は許可いたしますけども、不特定多数の方を呼び込むようなイベントに関しましては、しばらくの間、制限をさせていただきますと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** ほかにコロナウイルスについての報告がある課がありましたら今の時間にどうぞ。前田総務課長。

**○総務課長（前田和博君）** 総務課関係でございますけれども、今、各行政区におきまして総会の時期を迎えるところでございますけども、総会をしたほうがいいのかしないほうがいいのか迷われている方もいるっていうところでございましたが、その中で昨日、区長会長の方から

文書を出したいのでよろしいかということで町の方に伺いがありまして、内容を確認しましたところ、政府のですね緊急事態宣言は出ていないところなので、総会ですね、総会はしてもらったほうがいいということでしたが、ただし太字でですね、強調文字で最終的には各区長様のご判断にお任せしますってということでした。

どうしてもしなければならないときには、規模を縮小して、役員だけ集まってするとか、あと食べ物に関してはですねもうなるべくしないで、どうしてもする場合は弁当配付するとか、そういったことも考えられるということで例示をしてございました。

町としまして、公共的な内容でございましたので、そういった区長様への通知ということで、区長文書の方に入れるようにしております。町の方にもそういう問い合わせがくるかと思いますが、最終的な区長様の判断でございますが、何かこう問い合わせがありましたら、区ですね総会をしない場合は、それぞれ次の来年度のですね、担当者の方への事務引き継ぎとかですね、決算とかそういった分も出てくるかと思っておりますので、そちらについては注意をしていただいて引き継いでいただければということをお願いしていきたくと思っております。以上です。

**○議長（高橋裕子さん）** ほかに連絡のあるところはありますか。よろしいですか。はい、報告ありがとうございました。

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

4番坂口さん。

**○4番（坂口幸法君）** それでは午前中に引き続き一般質問を行いたいと思います。

最後の6番目の今後の取り組みの見直し、改善については地域内市町村連携の取り組みが大規模自然災害発生時における対応など圏域全体の防災力強化と連携が求められている。

県の推進方針にもあるように、発災直後からの必要不可欠な広域防災拠点を含む行政機能の確保の重要性について今後考えるべきではないかというところで、これは午前中の一般質問の方からも、県のベースに沿ってちゅうところで基本目標の6番目の広域防災拠点のところも含めてですね、大規模災害が起きたときには特に、人吉球磨の場合はもう人吉球磨全域にかかることであるので、そういうところも観点に入れながら、このような質問にしたわけですが、先ほど町長の答弁からすると、まだそこまでは考えてないちゅうところで、ぜひ、ここもやっぱり今からは見直しも含めて考えていくべきではないかと思っておりますので、ご答弁をよろしくお願いします。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 議員が言っておられるのは、広域防災の拠点ということを人吉球磨内で考えたときというふうなことだと思いますが、多良木町の場合、今あの各町村長それぞれの町で防災拠点を考えておられるということです。

広域的にどこかに防災拠点をつくるとかいう話は町村会の方では出てないんですけども、それぞれの認識において各町村はそれぞれの立場で、例えば多良木町みたいにこの庁舎、何かあったときにはこの庁舎が防災の本部になるということです。多分ほかの町村も大体そういうふうな形になっていると思います。

多良木町の場合は、ここが庁舎が総合防災本部ということになれば、庁舎の周りに総合グラウンド、それから野球場、そして駅周辺には宇宙ランドの広場ですね、それから石倉の広場あたりがありますので、仮設住宅あるいはテント、そういうものは庁舎の周りに設置できると思いますし、対策本部から近いほうがいいと思いますので、今私たちが考えているのはもう今の役場の庁舎を総合防災対策本部として、そして周辺の空いている土地について、住民の方々に開放するというふうな方向で大規模災害が起きたときの避難所として使っていただく。

体育館も町民体育館がありますし、武道館もありますし、幾らか収容はできるのではない

かなというふうに思ってますので、そこらあたりは庁舎周辺ということで今考えております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） そのよく町長がおっしゃってる警察、消防、病院が隣接している安心安全なトライアングル地帯ちゅうところで多良木町のところも、そういうところでまた防災本部としてはこの庁舎を考えていらっしゃるちゅうことでその周りの近辺の総合グラウンドとか野球場、武道館、石倉も含めたそういう仮設のとか、場所とかも含めて、そういうところで十二分に単町で考えるとこはそういうところだろうっていうのはよくわかります。

でもですね、先ほども言いましたように、やっぱり単町は単町でその防災拠点も含め、防災センターも含めてどう考えるのかもはっきりとわからないところではあります、でもやっぱりこのですねやっぱ人吉球磨にせかくこの県の基本目標のベースにもあるように、広域防災拠点、九州を支える広域防災拠点のことも書いてあるので、そこを載せても何も問題はないのかなと私は思ってるんですね。そういうところも含めてですね、広域防災拠点を誘致することにもですね、つながると思うし、本町はもとより、上球磨地域や人吉球磨全体の安心安全のですね、信用をほうかすることにも、ほうかする可能性もあると思うんですね、そういうことで。

警察、消防、病院、また、多良木町でもなくても、あさぎりでもいいんですが、そういう人吉球磨のどっかにですね、こういう広域防災拠点を持つてることによってですね、さまざまいろいろな効果が生まれるのではないのかなと思つてまして、特に多良木町に持っていることが1番私は肝心なのかなと。それが前回の一般質問でも、陸上競技場の全天候型も含めてですね、そういうスポーツに特化したまちづくりも含めてそれがまたひいては防災拠点にもなり得る、それも広域防災拠点にもなり得るちゅうところずっと一般質問もしてまいりました。

そういう町長がいうトライアングルも含めて、今度は多良木町にその広域防災拠点、全天候型の陸上競技場ですね、これを多良木高校に持ちこてくれっていう意味ではなくてですね、この広域防災拠点を兼ね備えることによって、この多良木町がまた人吉球磨のそういう防災に対しての安心ちゅうか信用を勝ち取ることができるちゅうかほうかすることができるちゅうか思いも含めて、トライアングルではなくてですね、今度はその防災拠点、広域防災拠点を兼ね備えた安心安全な災害に強い町、トライアングルじゃなくて4つですからスクエアですね、スクエア多良木町になるのではないかなと、3箇所よりもやっぱ4つのそういう安心、なんちゅうかな拠点づくりちゅうのは大事なのかなと思つてまして、その可能性調査も含めてですね、ぜひ検討していただきたいっていう思いであります。

そこの総合グラウンド、野球場、また中学校が移転することによってあそこの利活用も含めて考えなくてはならないっていうところも含めれば、そういう町有地でもあるので、そういう可能性調査も含めてですね、これはるる同僚議員とかもいろいろ、そういう陸上競技、いろいろなスポーツに特化したところも含めれば、今からは可能性も出てくるんじゃないのかなと、いろいろなそういう防災拠点には限らず、そういう経済的な将来的な経済的な面、また地方創生の観点からもぜひですね、こう多良木町が手を上げることによって、また上球磨4カ町村、できればですね人吉球磨全体でそういう誘致も含めて県にお願いしていくことも大事ではないのかなと。

特に熊本県の場合はスポーツ環境自体が整っておりませんので、だからそういうところも含めれば今度は鹿児島、宮崎のですね、そういう拠点にもなり得ることができてくると思うので、せめてですねそういう八日原グラウンドあそこの広さもあるし、いろいろな可能性調査も含めてですね、今から検討していくことも大事ではないのかなと私は思つているので、その考え方に関してはどういうふうな考え方をお持ちでしょうか。今1度、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 防災拠点というのは、今先ほど私は各町村にそれぞれ防災拠点をつくって、町村が対応していかれるだろうということを行いました。それは理由はですね、人吉球磨の防災拠点って仮に言った場合に、真ん中、ちょうど真ん中あたりがあさぎり、錦あたりになると思うんですけど、そこまで人吉市から来られるのかなって感じがします。

人吉市でいっぱいだったときに、そちらにこられるかもしれませんが今、人口減少社会で人口も随分減っていった。しかし災害が広範囲にわたって大規模になった場合には、やはりそういうのは各町村に必要だと思いますので、それは各町村でそれぞれ今対応していくという方向で一致してはいるんですが、県に要望していくということであればですね、それは町村会あたりで場所とかそういうのができればですね、県の方に要望していくこともできると思いますが、そこはやはり各町村の綱引きもあると思いますので、またどこらあたりが適当なのかなっていうのについては、やはりそれは各町村間で場所等の検討はしていかなければならないかなというふうに思います。

昨日、議員の一般質問の中に鹿児島に行ってこられたということでちょっとお話がありましたけれども、こちらの方はすべて県の方からお金が出ているというお話がありました。かなり大規模な防災拠点であるということを知っています。確かに、多良木町の場合は、今のままで足りてるのかなというふうに思うんですが、それが人吉球磨全体でっていうことになると、どうなのでしょう。

各町村の考え方を聞いてみないとわかりませんが、もし人吉市あたりが中心になって、もしくは真ん中あたりの錦それからあさぎりあたりが中心になって何かをやるということになれば、やはり分担金等の必要も出てきますので、各町村そこらあたりをどういうふうにかえられるのか、クリアしなければならない問題幾らかあるかと思うんですが、そういう話を進めること自体はですね、単独の町村だけでっていうよりもやはり食料それから水、それから衣類、そういったものを、例えば冬とか夏の暑い盛りとか、そういうときに必要だということであれば広域的な活動も必要だと思いますので、検討することにはですね、私も賛成であります。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 鹿児島の方の質問されたのは同僚議員であって、私も行ってきましたけど、鹿児島ですね、ジャパントレーニングセンター、陸上トレーニングセンターなんですが、あそこは元有明高校の跡地というところで、県、鹿児島県自体がスポーツと観光立国のそういう目標趣旨がございましたので、そういう大隅半島の地域振興も含めたというところで多分されたんだと思いますが、前回の一般質問のように、私が言ったのは多良木高校の、あそこは県有地であるので、県、県としてのやっぱり何ていうのかな、責任っていうかそういうのがいろんなところにかかってくると思うので、町長の場合は、あそこに中学校の新設しか今考えていないというところもずっともうおっしゃっているので、そういうところも含めてですね、ぜひまた新たについていうところも含めれば、またいろんな他町村と一緒にすると分担金とかいろんなそういう調整に向けたところが難しいかもしれませんが、ぜひですね、広域防災拠点っていうところもこだわることも大事かもしれませんが、そういう今度はさっき言ったように、スポーツに特化したところも含めてですね、特に同僚議員もおっしゃってましたが、次年度からの駅伝大会とかですね、そういう、また水上村のスカイビレッジの連携性とか、またそういう子たちも特に陸上競技に関してはそういう素質を持った子が結構いっぱい出てると思うし、そういうところも含めればですね、ぜひですね、国土強靱化のそういうところで今回お話しましたが、ぜひですね、そういうせつかく県の方もこういう九州の支える防災拠点とも言っているので、そん中に3番目の重点プログラムにも書いてあるんですが、防災拠点としての機能を有する施設の複数確保、また九州各県との相互補完体制の



構築というのも書いてあるので、ぜひですね、これを念頭に置いていくと、やっぱりこの県南にも特に人吉球磨にもこういう防災拠点としての機能を有する施設の複数確保の中に入ると思うので、ぜひですね、可能性も含めてですね、ぜひ検討していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、この項目は終わりました、次にですね、職員採用についてというところで質問をしたいと思います。1番目のバブル崩壊の影響で就職難だった「就職氷河期世代」を対象とした町職員採用についてのお考えはないかっていうところで、荒尾市がですね、今年の2月18日、バブル崩壊の影響で就職難だった就職氷河期世代を対象とした市職員採用試験を実施することを明らかにしました。

政府は就職氷河期世代の集中支援を打ち出し、この世代の正規雇用者を3年間で30万人増やす計画を掲げております。総務省によると、現在、全国約20の自治体で採用試験を実施または募集しております。同市によると募集職種は土木で、1974年4月2日から1985年4月1日までに生まれた人が対象だそうです。さらに、土木関連の職種経験が3年以上あり、かつ2020年2月1日現在、同市が指名登録している建設業者などで働いていないことを条件としている。

このことを踏まえ、今後深刻化する市町村の土木職、農業土木職など技術専門職員不足に対応するためにも一考の価値はあると思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。先ほどから職員の定数のことも含めて、なかなかやっば厳しくなってるってことも含めてですね、また職員採用にしてもなかなか人が集まらない、また2回の職員採用もしながら、大変なところもあるので、ぜひこのことも考えてみてはどうかというところで提案のための質問をいたしました。町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 荒尾市の話は今初めて聞いたんですが、政府としては3年で30万人を増やすという方向で、しかもそれは土木の方面の職員の方ということです。高卒者の場合は、議員おっしゃった1974年から85年位ですね、大卒の場合は70年から80年頃に生まれた方々、それから今40歳から50歳ぐらいまでの方の非正規の職員が多いということで、この方々は貯蓄率が低いというのが一つ大きなウィークポイントがありまして、年金加入率も低いということだそうです。何かあったときのバックアップ体制が弱いということですよ。この人たちが高齢化していろんな問題に直面したときにもう即、蓄えもないということから生活に容易に陥りやすいということを政府の方では心配をしているようです。

昨日、一般質問がありまして、職員数は実はことしは6人採用ということになります。各課からの人員の要請が多かったので、それに対応する形で6人を採用したんですが、大卒が3名、専門学校卒が1名、高卒が2名ということで、町内から3名、それと町外から3名という採用になりました。この中には就職氷河期の方は入っておりません。

個人的な話で大変恐縮なんですけど、もう私ことの子どもも3名ともちよほどの就職氷河期で、何とか今就職はできたんですが、1番わかりやすいのは、国が法律的に例えば、100人の会社だと10人、身障者の方の雇用の基準がありますよね、ああいう形の基準を使っていたら、法律的にそういうことをしないとなかなかこの問題は解決しないのかなというふうに思います。

今、多良木町においては、あとで担当課長がお話しますけれども、今、就職氷河期ですね、職員の採用ということに特化しての採用活動は行っておりません。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） 今、ただいま町長の考え述べていただきましたけども、私の方からは制度上の話をさせて説明をさせていただきたいと思います。

多良木町の職員採用につきましての例規でございますが、職員の任用に関する規則という

のがございまして、それに基づいて、その定めに基づいて採用を行っております。

第2条というのがあるんですけども、その中で、その任用についての定義を定めてあるところがございまして、採用という定義につきましては、現に職員でないものを職員の職に任命することというふうになっております。

また、第3条というのがあるんですが、任命の方法の一般基準っていうことで基準を設けてございまして、職員の採用につきましては選考によることができる場合を除き、競争試験の結果作成される採用候補者名簿に基づいて行うとされているところです。

それから15条というのがあるんですけども、この中で、15条というのが選考による採用、競争試験ではないところの選考による採用する職としては、次の第1号から第5号までっていうことで定めてあるんですが、第1号としまして係長以上の職又はこれに相当するものと町長が認める職。2号としてかつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて正式に任用されていた職と同等以下と町長が認める職。3号として他の地方公共団体に属する地方公務員の職又は国家公務員の職に試験の結果に基づいて正式に採用されている者をもって補充しようとする職で、その者が任用されている職と同等以下と町長が認める職。後2つですが、4号として試験をもって十分な競争者が得られないと町長が認める職。それと最後ですが、第5号としまして前各号に掲げるもののほか、試験によることが不相当であると町長が認める職となっているところでございます。

でございますので、このような規定に基づいて採用を行っておりますが、ですね、特定の就職氷河期世代を対象とするというようなですね、限定的な文言は今のところ規定にはないところでございますが、5号としてですね、その他町長が認める職というのがあるところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 今、総務課長がいろいろ定義のことを述べられて、最後には町長の裁量権ちゅうか町長認められればですね、政治的決断といいますか、そういうところも含めて多分できるのかなと思っておりますが、荒尾市っていうのは前もですね、この高校特別枠っていうのをつくりまして、南関高校の生徒だったですかね、学校長の推薦があって自治体職員にその一次試験をパスできるような、前の市長も打ち出してやられましたし、その後どうなってるかわかりませんが、結構ですねこの荒尾市はこの思い切った施策も含めてやっぱり将来的なそういう専門職の不足に対する先を見据えた多分ご決断かなと私は思っております。

そういう中で、県の方もですね、今後深刻化する町村の土木職、農業土木職など技術職員不足に対応するため、県は来年度から県の技術職員による市町村事業の受託や派遣職員を始めると発表しましたというところで新聞等にも載っております。これが来年度からですから、それに向けて、そういう専門職を2人、3人程度採用するちゅうことでなっておりますが、そういうところで県の方もですね、そういう形も含めて対応してきているちゅうことも含めれば、今、島田副町長も県職員でもあったし、今、企画観光課に来てらっしゃる方も県職員というところで、そういう島田副町長からも含めればそういう県とのパイプもあるので、ぜひですね、そういう県との今度はそういう事業受託とか、派遣職員のことも含めてですね、今からはそういう専門職のことも含めてぜひ考えていただきたい。

まず県の方は被災地にどっちかちゅうと重点するみたいなどもおっしゃってますが、そういうところも含めてですね、ぜひまたこっちの方もですね、していきたい拡充ちゅうか県の職員も派遣も含めて受託事業も含めてですね、ぜひ要請していただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 氷河期、就職氷河期の方をもし採用するとしたら、社会人枠での採用ということに多分なるんだと思いますけど、それとこの年代の方々が何人ぐらい多良木に

いらっしゃるのか、多良木以外からもってということは多分あると思いますけども、議員の念頭にはあると思いますが、そこらあたり多良木にまずどのくらいこの40代からそうですね50代の方々がですねいらっしゃるのかちょっと住民票あたりと照合してみたいと思っております。

それから、学校の推薦というのは非常にいいですね。野球部の方々を見てても、多良木高校の野球部なんですけど、非常にこう指導力のある人、生徒たちがいましたよね。その後も多良木町に来て、サイエンステクノロジーあたりの会場でいろんな指導をしてくれましたので、非常にそういう子どもたちの推薦枠というのは確かにいいですね、いいと思います。

それから熊本地震以来ですね、今土木の職がちょっと不足しているということで、多良木町も、熊本県の方に土木関係の学校をどっかに持ってこれないかなってな話をしようと思っただんですが、どうもやはり県の土木関係の会社がですね、そういうそれどころではないってということで、こちらは無理だったんですけど、そういう技術職の方々は今だんだん少なくなってきましたので、今、環境整備課にも1人来ていただいていますけれども、ほんとにそういう外部から業者の方々ですね、対等に話ができるようなそういう土木職の方は欲しいなというふうに思いますよね。

これは今すぐ、そういう方々を雇いますとかいうことはなかなか難しいので、ちょっと担当課とそれから人事の方と合わせてですね、ちょっと検討させてください。それから副町長もおりますので、県の方とのですね、どういう関係がつかれるのかもあわせて検討していきたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） ぜひですね、担当課、人事担当課も含めてですね、検討して、また副町長とも含めてですね、ぜひ県の方のそういう職員派遣のことも含めて検討していただければと思っております。

じゃこれで一般質問の方のところは終わります、次町長の施政方針について一般質問をしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 引き続き、町長の施政方針に対する質問を許可します。

4番坂口幸法さん。

○4番（坂口幸法君） 施政方針についてというところで、町長の施政方針についてというところで一般質問したいと思っております。

まず、1番目のと2番目ですね、特に1番目、多良木中学校新校舎建設のための基本構想の具体的な内容はというところで、これはもう基本構想はまだ出ておりませんので、そういう3月いっぱいでもって発表されるちゅうことで、なると思いますんでこれはもう答弁できないと思いますんで、次にですね、2番目の基本構想に向けた中学校新校舎建設検討委員会の合意形成の経過と調査検討の内容はというところで質問をしたいと思っております。

まず初めにですね、確認事項ではございますが、昨日の同僚議員の質問の中で、基本構想の策定業務委託のところで委託料に関してですね、課長の答弁の中に、この基本構想策定委託料は随意契約の範囲内であるという答弁がされたと思います。随意契約の委託料の金額はお幾らでしょうか。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（高橋裕子さん） 打ち合わせのため休憩いたします。

（午後1時32分休憩）

（午後1時33分開議）

○議長（高橋裕子さん） 会議を再開いたします。今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

委託料につきましての随意契約でできる範囲というのは50万円以内となっておりますので、今回この基本構想の委託料につきましては、税込みで44万円でございます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番(坂口幸法君) 税込みで44万ですね、なぜかという、去年の6月に検討委員会の報酬並びに旅費とかですね、あわせて基本構想委託料も含めて230万ぐらいだったですかね、基本構想委託料が170万だったので、それはまた7月に臨時会を開いて、そこで委託契約ちゅうかこの金額でされたっていう解釈でよろしいんですかね。

このその前に出てきた170万ちゅうのは全然また違うわけですよ、この・・・さんとはですね。だけん県の今検討委員会の中に入っていらっしゃる委託業者との一緒の・・・さんとの契約、委託料が44万っていうところによろしいですよ、そこを確認したいと思います。

○議長(高橋裕子さん) 今井教育振興課長。

○教育振興課長(今井一久君) 答弁をさせていただきます。

おっしゃられたとおり7月の議会で議決いただきました委託料は170万というところで積み上げておりました。その委託料が44万というところでございます。

○議長(高橋裕子さん) 4番。

○4番(坂口幸法君) 積み上げた積算根拠は170万であったが、県の検討委員会の受託業者が多良木中学校の新校舎の建設に係る基本構想策定委託料もされるというところでこの170万円のもこの減額されて44万になったというところで解釈してよろしいんですよ。わかりました。

で、そういう中で、県の方には、・・・さんの基本構想に対する委託ですね、その中にも書類にも書いてあるようにこの支援学校建設移転に係る、要は、建設事業基本構想の策定業務仕様書というのが出てくるんですよ、県の検討委員会の方はですね。

多良木町の方にもこのこういう多良木中学校校舎建設事業基本構想策定業務仕様書ちゅうのはあるのかないのか、あれば提出していければと思いますが、仕様書。

○議長(高橋裕子さん) 今井教育振興課長。

○教育振興課長(今井一久君) すいません、今ちょっと手元にはございませんので、はい。後ほどでよろしいでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 4番。

○4番(坂口幸法君) 検討委員会の中にも、その県の方に支援学校の検討委員会にはこの仕様書も含めてですね、委託業者がどういうふうな内容で基本構想をされるかっていう仕様書もちゃんと載っておりますんで、町の検討委員会の方には仕様書ちゅうのは、今のところまだ示されていないんで、我々議会の方にもそういう委託業者の仕様書ちゅうのはまだもらっていないので、ぜひ提出の方をよろしくお願いします。

それと、この検討委員会のいろいろ、議事録第4回ですね、いろいろ見させていただいた中に、特にですね、多良木町の教育委員会との何て言いますか、その町長の中にもあるよう、言葉の中にもあるように、多良木町総合教育会議のことが書いてありますが、これは多良木町総合教育会議ちゅうのは町長が招集してやれるちゅうことで、教育委員会はですね、その中で教育委員会と協議ができるという話になってますが、多良木町総合この教育会議のこの設置運営に関する要綱ちゅうのは多分多良木町もあると思うんですが、その要綱も総合教育会議の設置要綱も提出をお願いしたいと思います、ありますでしょうか。

○議長(高橋裕子さん) 前田総務課長。

○総務課長(前田和博君) 総合会議につきましては、首長部局それと教育委員会部局が連携しながら情報交換しながら進めていく、町長部局につきましては予算権がありますし、教育委員会部局におきましては教育専門機関でございます。

意思の疎通を図るということで、そういった会議を2回ほどしておりますが、その要綱等については今手元にコピー持ってきておりませんので、後で準備させていただければと思います。

○議長(高橋裕子さん) 4番。

○4番（坂口幸法君） ぜひ、その設置要綱も含めて、提出をお願いしたいと思います。いいですか。

それではですね、またもう一つですね、確認の意味でこの議事録の中で、多良木中学校の移転もまあ新設移転ってところで教育委員会の中で会議をされて機関決定したってところを何度となく教育長、また含めてですね、教育委員の方々がおっしゃっております。

町長の答弁の中にも、2回目か2回目の時に町長は出席されて、そこでいろいろお話をされてるんですが、検討委員会の中の方が去年、去年一昨年か要望書、町がたいしたその支援学校の何ですかね、中学校を移転、あそこに移転整備するときの要望書を出された時に、我々議会 6:5 でその要望書が否決したんですけど、その答弁の中に法的拘束力はないので、全然関係ありませんみたいな答弁されておりますよね。

そん中で、教育機関の決定で、必ず教育長も町長も教育機関の決定事項であるからってところで機関決定しているからというところで、もうこれはもうこのまいますみたいな話になってるんですが、そこで、さっき言った町が出した要望書に対して、議会が 6:5 で否決したんですけど、その後ですね、それには法的拘束力がないってところで発言しておりますが、この教育機関の決定に対しての法的拘束力ちゅうのはあるのでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○4番（坂口幸法君） あるんだったらその根拠を述べていただきたい。

○教育振興課長（今井一久君） 根拠法令を申し上げます。

ちょっと長いのでですね、地方教育の組織及び運営に関する法律というのがございまして、基本的に教育基本法とか、義務教育法とか、ちょっと上位法があるんですけど、その中で見出しの方が教育委員会の職務権限、条文は第 21 条になります。教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行するというのがあります。第 1 号にですね、教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関、第 30 条というのは教育機関の設置ということで、地方公共団体は法律で定めるところにより学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することとするというふうになっておりますので、この 30 条以下、学校その他の教育機関というふうになってるんですけど、そちらの設置、管理及び廃止に関することということで、学校の設置につきましては教育委員会の選任事項というところで、これを根拠に平成 30 年 2 月 22 日に教育委員会におきまして、新しい中学校につきましては、多良木高校跡地のほうに設置するという機関決定がなされているというところでございます。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4番（坂口幸法君） 今課長の答弁で、その教育機関ちゅうのは学校の設置とか、さまざまな教育大綱とかも含めていろんな選任事項ちゅうか権限があるというところで、町長部局とはまったくこうその何ちゅうかな、独立した中立性を持った教育委員会であるというのを書いてあるのはわかります。でもその機関決定したことによって、それが法的拘束力を持ってそれが成り立つのかってというのは、ちょっと私にはちょっと考えづらいんですが、法的拘束力ちゅう定義をみると、国のそういう何ですかね、憲法、そういう裁判所とか、いろんなそういうところで決まったことは法的拘束力がありますけど、地方自治体とか教育委員会に対してのそういう機関決定に対してのその法的拘束力ちゅうとは書いてないんですよ。とは思ってるんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） すいません、先ほどの発言の訂正も含めましてちょっと答弁させていただきます。先ほど総合会議についてですね、要綱があるかということで、コピーして

お持ちしますというふうに答えてしまったんですが、総合会議の位置づけにつきましては、条例等の設置が必要かということですね、総合教育会議につきましては、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場というふうな位置づけになっているということでございます。会議において調整がついた事項につきましては、それぞれが尊重義務を負うものの、首長と教育委員会のそれぞれの執行権限の一部を会議に移して、会議の場で決定を行うものではないため、決定機関ではありませんっていうことでございます。

また、首長の諮問に応じて諮問を行う諮問機関、これ地方自治法上の附属機関でございますが、そういった諮問機関でもないということになっております。総合教育会議につきましては、その性格及び法律での設置、構成委員等を規定していますことから、設置等につきましては条例等の制定は必要ないということになっております。またその他、会議の運営に必要な事項についても総合教育会議で決めることとしていることから、特段条例や規則の制定は必要ありませんということになっておりますので、先ほど申しました要綱をコピーして持ってきていますってというのは、もしあったらということでご理解いただければと思います。必要ないということでございますので。

○議長（高橋裕子さん） 答弁打ち合わせのため休憩します。

（午後 1 時 47 分休憩）

（午後 1 時 47 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 会議を再開いたします。今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） すいません、失礼いたします。ただいま総務課長が申しあげましたこちらの設置要項についてはあります。

多良木町総合教育会議設置要綱ということで、法改正がなされ、先ほど申しあげました改正地教行法というんですけど、そちらが施行されます平成 27 年 4 月 1 日から施行するということでございますので、後で総務課長の方が渡されると思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） わかりました。設置要綱はあるということですね。さっきあの法的拘束力だったですよ。

教育機関が決定したに対するその法的拘束力はあるのかというところで、さっき課長が述べられたのは、教育委員会ちゅうのはやっぱりその権限っていうか、義務ちゅうかそういうところしか触れてないので、法的拘束力の定義からすると、全然答弁としてはちょっと違うんじゃないのかなと私は思ってるんですが、そこら辺は町長いかがでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 法的拘束力というか、私はあると思います。教育に関する地教行法では先ほど今井課長が説明しましたように、教育に関しては教育委員会の方で決めるような形になっておりますし、いろんな施設についても教育委員会の決定に従って作っていくということになりますので、あのときの取り下げ要件は要望書を取り下げしてほしいということだったですよ。

あの時は教育長、そして議長、私 3 名の連名で 5 月 2 日か 3 日ぐらいの日付で出していたその県に対する要望書を取り下げしてほしいということでしたので、それと、要するに機関決定とは全く別物でありまして、機関決定というのは教育委員会が中学校を高校の跡地に新設しますというのが機関決定であって、そのことと要望書を取り下げてくださいというのはこれは全く別物と考えていただければというふうに思います。

やはり最終的には教育委員会がそこは決定すると、昨日も申しあげましたが、町長部局がそれに介入するということはありませんので、ただ、こういうふうなことを考えていますということは言えますけれども、それを最終的に決定されるのは教育委員会ということでご理解いただければというふうに思います。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） 町長は法的拘束力はあるっておっしゃってますけど、それはちょっと一回また調べてもらってですね。

その教育委員会では中学校移転に関しての機関決定したというところで検討委員会も立ち上げられて、そんなかに教育委員会も入ってられて、機関決定したですね、教育委員会の方で教育委員長としてある意味その中立性が今度は保たれるのかなって私はちょっと不思議に思ったんですが、その機関決定した教育委員会がですね、そこの中学校を高校の跡地に移転しようという機関決定した教育委員会がそこの委員長を務められて、そこで検討委員会を行っていくときに、本当は全然中立性もって第三者の方がそういう委員長となって議事進行も含めたその中心となったしていくべきでは私はないのかなと、反対されてる方ではなくて、全く全然、そういう例えば町外の方とかですね、そういうところも何か町外のそういう教育に精通した方とか、そういうところも含めてもよかったのかなと、でどうしてもこの議事録を見ますともう教育委員会と、委員さんの数名がもういろんな中学校校舎の新校舎の建設検討委員会のことも含めてその文言が含めてですね、県の場合は、支援学校の移転に係る建設検討委員会ってなってるんだけど、どうしても多良木中学校の場合は、新設検討委員会っていう形になっているので、そこが最初のボタンのある意味、委員としてのかけ違いでもあったのかなあって私は思ってますが、そういうところも含めてですね、今回の検討委員会の今度は基本構想も含めて、3月いっぱいではもう出されるというところになっております。

そういうところも含めて本当にこの検討委員会が今度は最後の検討委員会となるっていうところで、本当にこの基本構想が多良木高校の場所の決定も含めて、この検討委員会も含めて、そういうところも多分なってくるのかなと思ってますんで、どういうふうな基本構想になるかちょっと我々もまだわからない状態ではありますが、本当にこの検討委員会、中学校新校舎へ向けた検討委員会ちゅうのが、本当にあのちゃんとした、ちゃんとしたっていいですか、我々の議会のときにも言いましたが、これはもう中学校新校舎の建設検討委員会なので、その中学校をどうした校舎に作ったらいいかと、そういうのをやっぱ議論してほしいっていう、我々議員の方からも多分あったと思うし、それが全然最初のやっぱちょっとボタンのかけ違いからですね、その場所の問題になってどうしても、今度は教育委員会の方ではもう機関決定したからこれはもう多良木高校に移転しますというところでもうその意見の相違がですね、見られるので、本当にこの基本構想がですね、ちゃんとした基本構想になるかちゅうのも含めてですね、そこはまた委託業者も含めて悩めるところもあるのかなと思いつつながら、でも校舎に関してのですね、それはいろんな面積も含めたいろんな何て言いますか、そういうことも検討はされて3回目からはいろいろ検討されてますので、出てくるとは思うんですが、そこの最初のボタンのかけ違いとかそういうところがですね、ちょっとなかなかこの議事録を見ると、ちゃんとうまくいってるのかなっていうのも私は感じているところでございますが、あくまでも、教育委員会はただその中学校移転のもうそういう中学校舎の老朽化、また子どもたちのそういうああいう防災の危険地域にですかね、球磨川の流域の側でもあるちゅうところで、そういう立場でも意見されて移転した方がいいちゅう機関決定はされておりますが、町長はやっぱ、その多良木中学校を多良木高校に移転したいちゅういうのはもうある意味政治、自分の政治決断であって、そこを総合教育会議で僕はこう思ってるんだが教育委員会としてはどう思ってるかそこで揉んでくださいというところで多分、話し合われたんだと思いますが、そこで町長の政治決断、判断したことはやっぱ我々議員としては、やっぱそこでやっぱいろんな議論をしてするのが我々の立場でも思っているんで、そういうところも含めればですね、ぜひですね、またもうあの基本構想がもう出てくると思うので、それに向かってまたいろんな議論ができればなど私は思ってますので、そこら辺の教育委員会のこの委員長とも含めてですね、この検討委員会が本当にちゃんとした学校の建

設の検討委員会として成り立っていたのかも 1 回参加されてわかると思うんですが、そのことも含めていろんな事後報告も多分課長の方から多分あってると思いますが、この検討委員会のあり方については町長はどのような見解でいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 検討委員会、やはりいろんな意見の方々がおられて、その意見を戦わせるというのは、戦わせるというか、自分の考えを述べ合うというのは非常にいいことだと思います。

ただボタンのかけ違いというふうに議員言われましたが、この委員会、検討委員会は今も既に多良木中学校が多良木高校跡地に移転するというを前提として話に入ってるっていう認識でありますので、そこらがちょっとそのほかの方々というか、検討委員会の委員が 21 名いらっしゃるんですね、その中に賛同できないっていう方が 3 名いらっしゃいます。この選考にあたっては教育委員会の方で選考したんですが、これまで係わってこられた方々、頑張ってる方々にも一緒に入っていていい中学校が作ってあげればということで選考したんだと思いますけれども、しかしいろんな論議はあっております。

そして 1 回目、2 回目については、そのお 2 人の方がかなりいろいろと認識の違いを言われておりますけれども、3 回目、4 回目についてはですね幾らかお話しはありましたけれども、うまくいってると、そして担当課が言ってることを皆さんにお伝えできてる、それから小中学校の校長先生、そして P T A の方々も概ねそれは納得をしていただいているということです、この会議がもう 1 回ありますけれども、もう 1 回会議を開きまして、そのあと基本構想を練っていくという形になるかと思っております。

ただ、今おっしゃってるように、教育委員長がその会の委員に、委員長にその委員長というかその会長になってるのはどうかっていうのは、これは確か要綱の中に互選というのが多分あったんだと思います。皆さんで選ぶということでお 2 人の方、1 人が教育委員長もう 1 人が区長会長さんということでお 2 人が選ばれて、そして審議にあたっておられますので、そういう形で会としては成り立ってるのかなというふうに思っております。論議はいろいろあると思いますけれども、5 回でまとめたいというふうに思っております。

○議長（高橋裕子さん） 4 番。

○4 番（坂口幸法君） 最後の 5 回目が最終 5 回目があるというところで、そこでいろんな意見が、2 人の方はもう辞退されていらっしゃるというところで、最終的な基本構想に向けた話し合いがなされると思うので、そこは基本構想がでてきた時点でですね、また議会の方にも説明されるちゅうことで、また我々としても、そこをまた見守っていきたいと思います。

それでは 3 番目ですね、大規模災害から住民を守るための防災対策強化に向けた具体的内容はというところで、この場合には町長はデジタル防災無線のことも書いてありますが、この防災対策強化に向けたですね、他にまたいろんな具体的な内容があると思うんですが、一応主な内容でもよろしいですので、具体的内容を答えていただければと思います。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答え申し上げます。

先ほど国土強靱化の方でもハード面の施策、それからソフト面の施策等があると思いますが、ソフト面の施策をちょっと準備しておりましたので、そちらも含めて答弁をさせていただきます。

国土強靱化のところ、広域という言葉が出てきましたが、広域拠点とは別に広域連携っていうのも一つの大きなポイントになってるかと思います。そこで起きてはならない事態を想定するというところで、起きてはならない事態というのが多良木町におきましては、そういった災害の際に行政機関の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下っていうのが起きてはならない事態でございます。



そういったものを回避する策としまして考えられますのが、防災拠点施設等の体制の強化、それから業務の継続可能な体制の整備、発災直後の職員参集及び対応体制の整備、自治体間の応援体制の整備、それから防災訓練の実施、職員の安全確保に関する啓発等を国土強靱化計画に書き込む準備をしております。

その具体的な計画としましては、防災拠点施設につきましては非常用電源装置の整備ということで、これは庁舎におきましても非常用電源は必ず整備するという方針を立てております。それから燃料組合との協定ということで、これは以前、一般質問でもございましたが、広域的な場合に燃料等の問題も出てきますので、他町村との、これは複数の町村ですすね、話をしまして、そういった業界の方との協定の準備をしております。

それから電力会社とのホットラインということで、災害のときには電力の問題も出てまいりますので、これ防災会議におきましても、電力会社の方は協力のために出席しております。そういったこと連携をしまして電力の確保の確認をするっていうのをあげております。

それから公共施設総合管理計画の作成ということで、公共施設につきましても危険な建物等はないか、そういったものの点検を行う、それから業務継続計画というのがありますが、これは被災した場合に優先順位が出てきます。どの事務から先にするかということで、そういったものをあらかじめ優先順位決める業務継続計画、これはもうできておりますが、そういったものの確認、それから受援計画ということで、被災をした場合に、よその地域から国とか県とか市町村から応援にこられる場合があります。応援にこられた時の受け入れ体制の整備、そういったものを策定しております。

それから職員に対する災害時の初動対応訓練の実施ということで、これはもう毎年すべきものと考えております。それから広域連携という観点から協定を締結しております。既に協定を締結してる部分としましては、県内市町村全部ですすね、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定ということでございます。以下応援に関する協定でございますが、郡内町村と災害応援に関する協定を結んでおります。それから県外ですが、阿久根市とですすね、災害時の応援に関する協定を結んでおります。それから、これは国土交通省関係でございますが、球磨郡における大規模な災害時の応援に関する協定というのを結んでおりますので、こちらはもう既に結んでおりますが、そういったものの意義の再確認というのが必要になってくるかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（高橋裕子さん） 4番。

○4番（坂口幸法君） ほとんど地域防災計画書に沿ったですすね、そういうところも含めて多分、それに沿った防災の強化と思いますが、今回、当初予算でもゴムボートを買っていただくというところで、これもいつ豪雨災害が起きているところも含めればぜひボートもあった方ですすね、特に水害地域も含めればですすね、ぜひそこは今回あげられてよかったかなと思います。

それと同時に、衛星電話も含めてですすね、特に槻木地区なんかもうあそこは山を越えての向うなので、もし大規模災害の時にはそういう交通じゃなくて、情報インフラも含めていろんな連絡等が多分できないところも不感地域もございますので、そういうところも含めれば、お話を聞くと衛星電話はそんなに高くないという話も聞いておりますので、ぜひこれもですすね、また考えていただければと思っております。

それと、最初言いましたように、新型コロナウイルスに関してもですすね、やっぱり起きてはならない最悪の事態になりつつ今あるので、特に備蓄のことも含めて、備蓄の中にマスクとかアルコール消毒液は多分備蓄はされていると思いますが、そこはあるんでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 前田総務課長。

○総務課長（前田和博君） お答え申し上げます。

災害に備える備蓄としまして、従来から計画的に購入しております。その中の中心が食料、それから水、それから高齢者の方ですすね、下着とかですすね、そういったものでございませ

て、アルコール、マスクっていう想定が意外とその辺が薄く、意識が薄いところがありました。

今回のコロナウイルス、新型コロナウイルスですね、報道を見まして、今後またそういった防災で備蓄をそろえていくのはずっと続くと思いますので、当然そういったマスク、それからアルコール、消毒用のアルコールですね、そういったものも計画に入れてまいりたいと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 4番。

**○4番（坂口幸法君）** もう時間がちょっと1時間経っておりますが、もうやがて終わりますので続けてよろしいでしょうか。

マスク、アルコール消毒液も含めてですね、ぜひ、またいつ何どきこの新感染症ちゅうかこの新型が年ごとにまた、いつ入ってくるかもわかりませんので、ぜひそういうところも含めてですね、備蓄していただければと思っております。本当にWHOも含めてパンデミックのことも宣言されましたが、近隣町村、特に多良木町も含めたいろんなところでいろんな弊害が起きているとは思いますが、特に職場ではそういう、私の家内のことで申しわけないんですが、JAの方は必ずあの職員は検温をしてですね、特にお客さんとも接するところがあるので、毎日の検温とか、もちろん手洗い、うがい、マスクは必需なんですけど、もう検温も含めて対応がですね、そこのチェックまでですね、JAはされてるみたいなので、役場職員はどうなってるかちょっと私はわかりませんが、そこも含めてですね、いろんな危機に対応するため、危機管理をですね、ぜひまだ持っていていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

4番ですね、しごと創生機構の法人化に向けた具体的な取り組み内容はというところで質問を上げておりますが、先ほど同僚議員の方からもありましたように、ある程度もう町長もご答弁されましたので、この新たにたらぎ地域づくり推進機構というところで法人化に向けてやっていきたいというところも含めてですね、同僚議員もおっしゃってましたが、本当にこの事務局ちゅうかこのリーダーになる人のさじ加減といいますか、そういうところがものすごく今からは人材の重要さが多分大事なかなと思っておりますので、一つだけ、たらぎ地域づくり推進機構の法人化に向けて今回、当初予算でも地域おこし協力隊の募集もされておりますが、その専門分野に関しての地域おこし協力隊、こゆ財団の方はそういう専門分野に精通したところの募集を地域おこし協力隊がやっておりましたが、今回、令和2年に関してはどういうふうな地域おこし協力隊の募集内容になっているのかお伺いしたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 岡本企画観光課長。

**○企画観光課長（岡本雅博君）** お答えいたします。

地域おこし協力隊につきましては、当初予算で2名分お認めいただきましてありがとうございました。今あの今日、決裁を受けてこれから募集ということになっておりますが、それぞれの事業につきましては、1人はWebデザイン関係に長けた方、要するに情報を発信して広げて販路開拓につなげたいという思いからでございます。もう1人はマネジメントに長けてる方ということで、いろんな企画をしていただきたいというふうに思っています。

3年、最長3年間ということでございますので、国からの特別交付税ですかね、それを十分こう活用できるような人材を採用したいというふうには思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 4番。

**○4番（坂口幸法君）** 今課長の答弁を聞いて安心をいたしました。

本当にさっきも言いましたように中心になる方ですね、要はコーディネーターちゅうかマネジメントできる方が多分重要かと思いますが、それになるまでは多分職員の出向も含めて、職員も1人はここに張りつかなければいけないのかなと思っておりますが、そういうところも含めてですね、本当に今からは自立することも含めてですね、ぜひこれが町のですね、何

ていうか、起爆剤になるような、そういう法人化も含めてですね、していただければと思っていますんで、期待を含めまして、この法人化に向けたことに関しては見守っていきたいと思います。

以上で、私の一般質問並びに施政方針の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高橋裕子さん） これで4番坂口幸法さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

（午後2時12分休憩）

（午後2時19分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

### 中村 正徳君の一般質問

○議長（高橋裕子さん） 次に、2番中村正徳さんの一般質問を許可します。

2番中村正徳さん。

○2番（中村正徳君） 今回最後の質問となりますので、お付き合いをよろしく願いをいたします。昨日の同僚議員から同様の質問がなされておりますので、重複するかもしれませんが、なるだけ角度を変えて質問をいたしたいと思っておりますので、答弁を願います。

それでは通告に従いまして一般質問を行います。質問事項、機構改革について。質問要旨、機構改革の必要性をこれまで述べられてきたが、町長の考えておられる機構改革とは、どのようなものかについて伺いたいと思っております。

私も時代のニーズに合った諸問題に対応するための機構改革の必要性を感じ、この事案につきましては何回か質問をいたしております。町長もこれまでの答弁の中で、11年間課の改編がなさ、改編、改遷がなされていないので、4月までには機構改革、課の改編を行うと明言をされましたが、諸事情がおりになったかもしれませんが、今回提案がなされておられません。再度伺います。

まず、機構改革の必要性はあるのか、次に、町長の考えておられる機構改革とはどのようなものか、この2点について伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） これより町長、教育長、関係課長の答弁を許可します。

吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 私はですね、実はこの質問をしていただいて、本当うれしかったです。っていうのが、私はこの間、全員協議会の際に、ただ何言かというか、言葉を少し発しただけであとはもう何も言えなかったのも、時間もなかったですし、言えなかったのも、この機構改革に対して職員がどういうふうに向き合ってきたのかっていうことを知っておりますので、中村議員が今日こういうふうな形で、内容を詳らかにするような質問をしていただいたっていうことに対しては非常に感謝をしております。

最後の皆さんも私もその当時はいなかったもので、議員懇談会の中で、かなり厳しいお言葉もいただいておりますが、例えばこういう機構改革だったらしない方がいいというふうなご意見も中にはあったようですけれども、しかしこれではですね今まで苦勞してきた係長、そして課長あたりがなかなかその報われることがないなと思ったもんですから、そういう意味では今回ですね、非常にいいご質問をしていただいたなというふうに私も思っております。

まず行政改革の必要性はどういうふうを考えているかということですが、機構改革の定義について考えてみたいと思っておりますが、まず多良木町のように1万人くらいの自治体の場合はですね、特に球磨郡のように、高齢化が進んでいる自治体の場合に必要なのは、行政のわかりやすさと簡素化、行政組織機構の一般的に見える化、見えると見えないうかですね、見

える化というのが言われておりますけれども、お役所言葉ではなくて、特に表に出る情報の中でもですね、目から入って脳で認識される情報、それから耳から入って脳で認識される情報には敏感に私たちもならなければならないというふうに気をつけて発信しなければならないというふうに思います。あるいは従前の行政機能、それから調整機能の確保、そしてその強化、簡素化、それから無駄を省くという意味での合理化ですね、そして各課横断的な仕事の体制がとれるようにするための行政組織の弾力化、これは職員の皆さんの思考の柔軟性ということをおっしゃってありますが、そういう柔軟性を持っていただくという意味ですけども、また新たな行政ニーズに沿った、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、新たな行政ニーズに沿った行政機関の設置、または時代に合わなくなった行政機関の廃止、課を単位とした行政機能の構成、そして事務分掌表の権限の変更といったものですね、そこに至るまでの考え方としてはそれが住民主体で能率的なものになっているのかということがそういう観点から、住民の皆さんのための福祉の向上と権利と利益の実現のために行われるべき行政改革の時代に即した質的あるいは量的な住民サービスのあり方ですね、にこれを不断に改革、あるいは改編が行われる必要があるというふうに思います。

こういう考え方の中からおのずから導き出されてくるものが機構改革であるというふうなそういう考えでいます。少し長くなりましたが、そういうものが機構改革の定義ではないかというふうに思っております。

国においてはですね平成13年にこれまでの1府22省庁だったものが平成13年に1府12省庁に再編されて現在に至っておりますが、多良木町の場合は、先ほど議員も言われましたが、平成19年度にそれまで16課であった課を12に統合して現在に至っております。この間、この体制がそのまま継続しているということです。のが今の現状です。どうしてこの時期の平成19年度に課の統廃合が行われたのかと言いますと、これは国における小泉・竹中改革がありまして、このおりの行政改革推進法を背景とした三位一体の改革を行われていた時期で、集中改革プランというのがありました。それから第三次行政改革と並行して行われたもので国の要請でもって、もう有無を言わせない国主導の行政組織のスリム化というのが、それと人件費の抑制ですね、これが国の方から要請が来ておりまして、それが主な目的ということでの16課を12課に再編したということでした。事務分掌の一部は変わりましたが、基本的には機構改革は、現在、かなり長きにわたって変わっていないということになります。

10年一昔と言いますが、10年という歳月はですね、60歳の方が70になり、70の方が80になるということですので、取り分けテクノロジーの分野で私たちの生活様式も大きく変わったと思います。したがって最初のご質問、機構改革の必要性はあるのかという問いかけに対しましては、これはやはりあるというふうに私は思っております。

それから続いて、町長の考える機構改革はというご質問がありましたので、これに引き続きお答えさせていただきたいと思うんですが、私が今、今回、機構改革を行う上で考えたことは、行政のさまざまな課題に的確に対応するということですね、それができたのかどうか。今回は機構改革自体が議会の皆さん方のご承認をいただけませんでしたので、結果的にはできませんでしたけれども、それができたのかどうか、実行していませんのでわかりませんが、機構改革を言葉で表すならば、重点施策の推進に適した効率的な事務の執行体制を整えるということが機構改革であるというふうに思っております。

そこには住民の皆さんからの要望、役場の内部で考えている行政課題などに的確に対応しながら、先ほど申しましたが、重点施策の推進に適した効率的な事務の執行体制を整えるということですね。機構改革をいかに組み立てるのか、目まぐるしく変わっていく時代の変遷と情報の流れに対する意思決定の速度、それから役場内部における要員の確保と人材の配置、これらは他の周辺自治体に対するですね、町の競争力を高めると思いますし、なおかつ職員

の意欲を刺激する役割も同時に持っているものと思います。

そして機構改革がなされることによって、そのことが仕事の業績の多くの要因を左右するものとして仕事の上に反映されてくるものと思いますので、現実に対する的確なアプローチをとるために効果的な組織の再編としましては、まず第 1 に目標を絞り込むということですね、そして行政として何をしたいのか、それから達成要件を明確に設定をしなければならないと思います。そういうところから始めることが必要ではないかと思っておりましたので、その上で検討しなければならないことは、それはわかりやすく行政をわかりやすくするために、最初のところで言いましたように、行政の見える化ですね、これが特に大事だと思います。これを組織論的に言いますと、まず、事業戦略の遂行のためにはどうすべきかということをもまず考えなくてははいけないと思います。

ということと、次に事業のプロセスの改革、アウトソーシングなどの間接的な業務の改革ということですね。それから役場の仕事は基本、各省庁から流れてくる仕事が多いということで縦割りになりがちなんですけれども、その縦割り行政を過度に意識しない事業風土の改革とともにですね、職員個々が意識すべきこととして、組織改革の目的は何かという基本に立ち返るべき場所ですね。こういう最初のところで言いました、もう 3 回目なんですけど、重点施策の推進に適した効率的な事務の執行体制を整えるという目的に、その都度立ち返りながらその達成要求は何かという組織改革上の論点の整理とともに、ある場合はですね、代替案を用意しておかなければならないと思いますし、事業の代替案と代替案の評価と選定も頭の隅に置いておかなければならないと思います。

そして、これまで上げてきました事柄について、これらを制約するしよじょの条件は何か、課と課の結びつきを例えば条例とか、規則とか、そして要綱とか、そういう規制するしよじょの条件がもしあれば、そういった、それは何かということを見つけて、そして最後にこれまで述べてきたことを個別に評価する評価基準ですね、が必要になるかと思えます。組織論序説的に言えばですね、こういうことになるかと思えますが、機構改革というのはこれらに多良木町の組織上の課題を載せていくということだと思います。

そういうふうを考えながら今回の機構改革を提案をさせていただいたところでした。これがもう私の考える機構改革ということでご認識いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） 私もいろいろ質問をしてきましたけども、感謝された質問は今回が初めてでございますけども、そんな中で、必要性はあるということで答弁をいただいております。

から 2 番目の考えておられる機構改革とはということで、るる述べていただきましたけども、私も同じような考えであります。

町長の方は重点施策の効果的な対応をするんだということで述べられました。そうなんですよね、住民サービスを行っていくにはどうしたらいいかっていうことをまず第 1 に考えての機構改革でなくてはならないというふうに思います。住民の方にわかりやすく見える化を図りながら、合理化をしていくっていうのが、機構改革の町長の考えておられる機構改革の趣旨だろうと理解をいたしました。

今回実施されなかった理由について、昨日の同僚議員の質問にも答弁がなされておりますけども、理解が得られなかったということで、今の答弁の中にも議会の同意が、理解が得られなかったというようなことが含まれているのかなど、そういうふうには私は受けましたけども、もしそうであったならば、問題点はどこにあったのか、それから他にまた理由があったのならどう理由で提案ができなかったのかお答えをいただきたいと思えます。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 機構改革が実施されなかった理由と問題点というご質問です。

これまで機構改革のベースとなるべき、かなりの回数の係長会議を行ってきております。各課の細部をですね全部理解しているのは係長ですので、事務の分掌も把握している係長の間で協議していただくと、まずはボトムアップが必要であるというふうに考えました。1番職員に負担をかけないという考えのもとに係長会議でまずは何回か協議をしていただいて、そして総務課で各課のヒアリングも行いました。そういう意味では総務課には相当負荷がかかっておりましたし、担当部署はですね、本当によく頑張ってくれたかなという印象を持っています。

今回の機構改革にはそのような確たる基盤があつてここまで来ていること、その点の職員の努力はですね、ぜひ分かっていただきたいと思います。その上で数回の課長会で説明をしておりますので、今回の機構改革に関しては、行き当たりばったりでやったのではないということはおもう議員の皆さんもぜひご理解いただきたいというふうに思います。

今回の機構改革ができなかったことについて、そのことについて機構改革に携わってきた職員間にはですね、少しちょっと落胆が残るかもしれませんが、これはすべてですね、最後のところでまとめることができなかった私の責任ですので、そこについては議員の皆さんと職員の皆さんにですね、私の方から謝らなければならないかなというふうに思っております。

私は先ほどからいろいろ述べてきましたような観点から、今回の機構改革をつくってきたわけですが、実施できなかった理由はまず第1に、私自身が議会の皆さんにきちんと説明することができなかったというのが1番大きな理由だと思います。

第2に、多かれ少なかれ機構改革は職員の皆さんに負担をかけるものですよ、異動とかそういうのがありますので、負荷をかけるものではありませんが、このまま実施して、先ほど議員もおっしゃいましたが、職員の皆さんに過大な負担を強いるというようなことになるかもしれないというようなところは確かに考えました。

第3にですね、説明のために私が出席しておりませんでした議員懇談会の中で、機構改革をやることそれ自体が目的化してんじゃないですかという意見もありましたし、もう少し時間をかけてやってもいいんじゃないかと、あるいは職員に無理をさせないようにという、余裕を持って仕事ができるようにしたほうがいいんじゃないかという議員の皆さんから大変優しいですね、温かい思いやりのある寛大なアドバイスをいただいておりますので、その議員の皆さんにまことにですね、優しい温かい思いやりのある寛大なアドバイスにしばらくの間、甘えさせていただいてもいいのかなという判断をさせていただきました。

そして第4にですね、これは前段で申し上げましたが、行政の見える化を意識したところのネーミングであります例えばまちづくりデザイン課とかですね、それから暮らし生活課、あるいはいきいき福祉課、子ども未来室、こういったネーミングがですね、なかなかそのわかりやすさを目指したんですけれども、なかなかこう受け入れが皆さんの胸に響きなかったのかなというふうに思います。

それから、今回の機構改革の大きな目玉のはずでありました、最初、機構改革に係長会でまとめていただいて持ってきてもらいました。そして、課長会も含めて検討しましたら、これ目玉がないよねと、何かこう打ち出せるものがないので、そこをちょっともう一つ考えたほうがいいっていうのが大多数の意見でしたので、確かに12課を11課にしてまとめはしたんですが、そこに新しい何かが必要ではないかということで、その目玉をですね、前、皆さんにお示したように、0歳児から中学卒業までの子どもさんたちを一貫してみていく課として子ども対策課と教育振興課をジョイントさせた形で生涯学習課ということでできればというふうなことを出してきました。

しかしこれはですね、ちょっとまだ考えが足りなかったのかなと思いますが、課長は確かに大変ですね、これ2つの課を一緒にするのはですね、事務量から見たらなかなか大変だな

っていうふうに思いますが、そこらあたりの躊躇がちょっとありました。ですから、すべて私の説明不足とそれから決断力不足というのが招いた、結局今回の提出ができなかったということですので、またこれから問題点を整理しながらですね、もう一度1回シャッフルして、その中で議会の皆様のご納得のいくような、そういう提案をしていければなというふうに思っております。

それから議会の皆さんにも丁寧に説明していかないとですね、なかなかお互いの気持ちが一緒にならないということもよくわかりましたので、これから議会の皆さんと一緒につくっていくような形ですね、機構改革ができたらいいなというふうに思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 2番。

**○2番（中村正徳君）** 今、町長の答弁の中でですね、議会に対する説明も十分でなかったということで町長としての非を認めておられますけども、またその反面、この検討委員会の中で係長会議の中で検討されてきた係長に対する町長の思いやりというものがよくわかりました。

今日、係長があまり出席してませんのでですね、出席してたら本当に目から涙を出すぐらいのうれしい言葉だろうと思いますけども、確におっしゃったとおり、あまり早急な結論でこの機構改革をするっていうのもいかがなものかと私も思いますけども、職員の皆さん方にも負担をかけるという、12課から11課にするとかですね、そういうことで述べられておりますけども、そのところはやっぱりよく話しあいながらですね、これ人事案件でございまして、我々議会とはですね、直接の関係はないわけでございますので、そこはもうしっかりと庁舎内で検討していただいたことが我々に示していただければ、私たちも住民サービスの観点からすると重要なことだろうと思いますので、議員の皆さん方もそれに対してとやかく言うことはない案件だろうと思います。

私は庁舎内でこの合意形成がなされたのかなということで質問入れようかなというふうに思っておりましたけども、今の答弁の中でですね、また再度、合意形成を図ってやっていくというようなことで述べられましたので、それを期待してですね、いきたいというふうに思います。

この機構改革については、いつごろから町長が必要性的について述べられているのかと思っております。いろいろと調べてみましたが、平成29年の第1回目の町長の施政方針の中で、創造力あふれる政治を目指すという文言の中で意識改革と制度改革を行い、責任を持って施策を実行しますと述べられております。そのあとの施政方針の中にもこのことに対する記述があるのかなといろいろと読みといてみましたが見つけることができませんでした。

また今回の施政方針でも述べられておりません。昨年からの係長会、先ほどおっしゃったことですが、それから課長会と庁舎内検討、庁舎内機構改革に向けた協議がなされてきたと聞いております。これまで労使間で十分な協議がなされていなかったのではないかと、あるいは町長の意図することが先ほど述べていただきましたことが伝わっていないのではないかと、このことについては町長はどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 今のご質問に対してお答えしたいと思いますが、機構改革については、昨年度から係長会で十分に論議を尽くしてきたというふうに申し上げました。当初からですね、係長が課の職員に聞くという形でそれを持ち上げて係長会で検討するというボトムアップ方式ですね、末端からの意見を吸い上げるという目的がありましたので、まずは係長の方で各課の問題点を洗い出してもらって、そして、今の時代に即した機構改革というときに、どこの部分を修正して調整すべきかということを中心としてきた機構改革でしたので、係長会で機構改革の素案といいますか原案といいますか、そういうものを作ってもらおうよということをお願いをしておきました。

そういう意味でやはり先ほど言いましたがボトムアップを意識した、そういうことを意図したですね、機構改革をやっという考えのもとに行ってきたという経緯があります。ですから概ね係ごとの事務分掌については、係長間の合意ができていましたので、間違いなかったのかなという気はいたしますけれども、職員の皆さんにとってはですね、昨年度の施政方針を読んでいただいた上で機構改革に取り組んでいただいておりますので、今後 10 年 20 年先の多良木町を考えたときに避けては通れない幾つかのですね、問題点も施政方針の中に盛り込んでおりましたので、例えば人口減少と少子高齢化、それから人手不足の問題、防災機能の充実、公共施設の老朽化、それから医療と介護の問題ですね、それから町の財政安定化の問題、それから地域と農業の抱えるさまざまな問題ということと、中学校の建設と教育のさらなる充実、不採算部門をどう解消していくのかというようなことが盛り込んだ、施政方針に盛り込んでいたことで、これが私が機構改革についての考え方の一端を示しているということで、こういうことを理解していただいた上でボトムアップ方式で係長会議で協議をしていただいたということです。

ですから係長を通した末端の職員の皆さんとの協議はですね、十分に課長会、あるいは私たち二役にですね、伝えていただいたこと、で、教育長の方には私からお伝えしましたが、考え方は伝わっていたというふうに私は思っております。

完全にですね、私の考えが職員に行き渡ったかということ、そこはちょっとあの自信はないんですけど、形式的には係長から吸い上げたということで、私としては職員の考え方はある程度認識ができてたのかなと思いますが、十分でなかったのかなというふうに、今にして思えばですね、そういうふうに思います。

**○議長（高橋裕子さん）** 2 番。

**○2 番（中村正徳君）** 論議は十分できてきたということで、町長の意図するところは伝わったのかということ、重要施策について、それから施政方針の中を係長会議の中に検討委員会の中で話をされて、そのことは十分理解をした上で策定にあたっていただいたというようなことでしたが、最後にちょっとそれが覆されてですね、十分に伝わっていないんじゃないかなというような答弁をされましたけども。

そうであればですね、またそのことは十分に伝えて仕切り直しをされるわけでしょうから、今後また機構改革に取り組まれるとしたら、いつ頃までに取り組まれて、そして実施はいつごろにされたいと思われるか答弁をお願いいたします。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** 実は、前回の 12 月議会の折に中村議員の方からですね、機構改革はいつやるんですかっていうご質問がありました。その折にはですね、庁舎内の会議では幾つかの事象を積み残しながらも、問題点の整理はできたというふうに思っておりましたので、総務課の方で各課の事務分掌についてもですね、大体原案がまとまりつつありましたので、3 月議会までには十分間に合うだろうとその時は思っております、大丈夫だろうという認識はしておりました。

そういう判断をしておりましたが、これは伏線がありましてですね、実は皆さんご承知のとおり、今の議員さんの前の議員さん方の時ですね、平成 30 年度の年度末に機構改革はいつやるのかというご質問を受けたことがあります。その折は 1 年かけて考えてもいいですよという、議員の皆さんからのご提案を一度いただいておりますので、それもあって、令和元年度末にはですねぜひとも機構改革を実現したいというふうに思っております、今回、提案をさせていただくつもりでございました。

しかしですね、やはり私の説明不足がありましたので、今回、取り下げさせていただいたところでしたが、今回こういう形で議会の皆さんにですね、ご迷惑をかけてしまったことについては本当にお詫びをしたいと思います。



職員の皆さんには頑張っていたと思うんですが、私の方が最後の最後までまとめきれなかったということがものにならなかった原因だと思います。申しわけありませんでした。

先ほど幾つかの事象を残してですね、機構改革の原案はできていたと言いましたが、それはまず 1 つに、この機構改革の目玉は何かと聞かれたときに、さっきもお話しましたが、これというものがなかったっていうのが 1 つあります。

それから 2 つ目に各課に見える化するためのネーミングについて、議員の皆さん方に説明不足であったということ、不十分であったということ、この 2 つがですね、これを何とかしようということで、その後も全員協議会で非常に何ていうか、もちょっと余裕をもってやったほうがいいんじゃないですかっていう、あの優しい言葉をかけていただいたんですが、私としてはできれば退路を断ってというか、年度末までにはやり遂げたいと思っておりまして、その気持ちが先走ってしまったのかなという感じはあります。

目玉としてはですね、先ほど申し上げましたとおり、教育振興課と子ども対策課をジョイントさせて 1 つの課にすれば、これが新しい切り口になるのかなという、そういう機構改革になるんじゃないかなという考えで機構改革の案を提示させていただいたところでしたが、そこで、今後ともですね、機構改革に取り組むのかというご質問であります。各議員にお願いしたいことはですね、今回、令和 2 年度の施政方針を出しておりますので、それも盛り込んだところでもう一度ですね、先ほども言いましたが、原点に立ち返って今回の機構改革をたたき台とした機構改革の作成に取り組みたいと思います。

そして、提案するのは執行部だというふうに今おっしゃっていただきましたが、提案するのが執行部でもやはりご理解をいただいて提案するということが必要だと思いますので、時々ですね、全員協議会等で説明をさせていただければというふうに思っております。

次に時期はいつごろかという問いかけが設問がありますけれども、令和 2 年度の予算の執行が今年の 4 月から始まります。4 月 1 日から始まりますので、そして既に各課の予算配分も決まっておりますので、4 月 1 日から予算の執行が始まるとすると、従って年度の途中で課の編成を変えると、あるいは予算の組み直しは難しいと思いますので、機構改革をやるとしたときに、これはやはり令和 3 年度の 4 月 1 日からということになってしまいますことをですね、どうかお許しいただければというふうに思います。

こちらあたりはやはり議員の皆さんにこういうふうに行きたいというふうなことを説明しながら、ご理解をいただきながら機構改革をやりたいと思いますので、1 年間のまた再度ご猶予いただければというふうに思っております。よろしくお願ひします。

**○議長（高橋裕子さん）** 2 番。

**○2 番（中村正徳君）** どうも町長の答弁聞いてみますと、また何か質問したくなってくるんですけども、目玉がなかった、見える化がはっきりしてなかったというようなことで今回は見送ったということでございますけども、それを我々にまだ提案する前でしたんですね、ここは不十分だったのかなと今思いますけども、で取り組むのは取り組みたいということでおっしゃっております。

それからいつ頃かっていうことで、令和 3 年の 4 月、来年 1 年間かけてということでございますけども、もうほとんどたたき台というのはできてるわけですよ。あとはいかにそれを検討委員会、あるいは職員さんたちの合意形成を図るかどうかというふうに思います。

できた時点でですね、来年の 4 月からと言わずに、できるところから早めに機構改革案というものは出してもらって、またそれが職員の皆さん方に十分周知していくとですね、また案の中で改正しなきゃいけない部分が多々出てくるんじゃないかなと思って、それが出た時点でですね、私たちにまた示していただければというふうに思いますんで、あと 1 年かけてということではなくて、早めにその素案っていうのは作っていただきたいというふうに思います。

それではまた次の質問に移っていききたいというふうに思います。この機構改革案というのは答申を出してもですね、なかなか急激な環境の変化や当然、痛みも生じてくるわけで、痛みも伴うわけでございますので、これを望まない人たちも中にはおられるのではないかなというふうに思います。

また、改革というのはそれが現実でなかなか難しいということも事実だろうと思います。皆さんもご存じのとおり、日本国憲法には、公務員は国民全体の奉仕者と規定されております。国家公務員法及び地方公務員法の方が平成 26 年 2 月に制定をされて、昭和はですね、昭和 26 年 2 月に制定されております。町職にある人も町民の福祉の向上、安心安全で豊かな生活水準の確立を目的に、住民サービスの奉仕者であるがゆえに、効果的、効率的に国民、住民の視点に立ってわかりやすく利便性を高め、新たな課題に対する対応した組織体制を整え、住民サービスを第一に最小の経費で最大の効果をあげる機構改革を早急に行っていただきたいと思っております。

そのためには、先ほどから述べられました機構改革の必要性に沿って、すべての職員と協議を重ね、合意決定した内容を、先ほども申しましたけども、我々議員に示していただきたいと思っております。今 1 番求められておりますのは、町長の機構改革を行うための強いリーダーシップだと思います。労使一体となって機構改革の先頭に立って、機構改革をなし遂げる覚悟はあるかということ、1 年間かけてやりたいということでございますけども、その先頭に立って強いリーダーシップを示す覚悟はあるのかお聞かせ願いたいと思っております。

**○議長（高橋裕子さん）** 吉瀬町長。

**○町長（吉瀬 浩一郎君）** もう今議員がおっしゃったとおりです。公務員はすべてのですね、住民の方のサービスそして福祉の向上、そういったことを念頭に置きながら日々仕事をしていかなければならないということですよ。議員の皆さんも機構改革については、情報収集をされていると思います。そして執行部もですね、情報をいろいろ収集しているんですが、情報収集する中で、つつい現状のままでもいいんじゃないかなというふうな保守的になってしまう時があるんですね。これを変えてもあんまりそんなに大きくは変わらないんじゃないかと、だからやはり目玉が必要だということになってくるんじゃないかなと思います。

新しい場所に飛ぶのは勇気が要ると思います。見る前に飛べという言葉もありますけれども、これは信じるものがあつたらですね思い切ってチャレンジしたらいいということの意味だと思うんですが、やっぱり新しい機構改革の中に自分が入っていくには職員の皆さんも不安があるでしょうし、迷いもあると思います。しかし、時代の要請というのも同時にですね、頭の片隅に置いておかなければならないと思いますし、いいアイデアだと思うんだけど、状況がアイデアに追いついていかないということもあると思います。

これは担当係長会議でもそういう話がありました。これまで長く親しんできた課の名前が変わるといふ、それを見るだけでもですね、新鮮味と気持ちの高揚は幾らかあると思いますし、そこに必然性を求めるとしたらもう少し練り込みが必要かなというふうな気もいたします。しかし、郡内ですね、市町村ではどこもやっていない、子どもから義務教育までの一貫した子どもの育て方っていうんですかね、そういうものをアイデアとしては何年か先を読んでるんじゃないかなというふうに思います。

ですから、ここをやっていくにはやはり職員にあまり負担をかけないような形で職員の皆さんの合意を受けながらやっていく必要があるかなというふうに思っています。今回は取り下げましたが、まちづくりデザイン課とかですね、くらし生活課とかいきいき福祉課という課のネーミングもですね、これまでのお硬い行政のイメージを払拭して、脱皮していく、住民の皆さんに親しみを覚えていただくっていうか、そういう住民の皆さんにこちらから近づいていくようなですね、行政の見える化を実現していく、そういうところをねらったネーミングだったんですけれども、サービス産業としての行政っていうことを考えるならば、他の市

町村にはない親しみやすさ、覚えやすさというのも必要ではないかなというふうに思います。

しかし新しい言葉に慣れるにはですね、やはり時間がかかると思いますので、またこれからいろいろとアイデアを出し合って、住民の皆さんに響くネーミングというのはどういうものかということも同時に検討していく必要があるかなというふうに思っています。

今、中村議員の方から改革の先頭に立ってなし遂げる覚悟があるかということですが、ぜひこれはですね、取り組ませていただければと、もうここ中途半端では終わらせたくありませんので、ぜひ取り組ましていただければというふうに考えております。機構改革を責任を持ってつくるのは私たちで、チェックしていただくのは議会の皆さんですが、しかし、議員各位におかれましてはですね、ご提案等があればぜひお聞かせいただければというふうにお願いいたします。

これからまた、るる説明をしながら、私たちの目標とするものに近づいていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 私はちょっともう少しですね、リーダーシップを取ってやっていくという力強い答弁が欲しかったですけども、確かにネーミングもそうでしょうけども、この機構改革というのは今の時代に即した機構改革でなければいけないと思うんですね。

町長も1番最初にその必要性の中で述べられました。少子高齢化での問題であったりとか、人口減少に対する対策であったりとか、それから少子高齢化の中では高齢者が今からだんだんと高齢化率も上がっていく、そのためにはどういう課が必要なのかとかですね、そういうことを初め当初に述べられておりますので、それをベースにしたところで機構改革というのは取り組んでいくべきだろうと思っておりますので、新しいそのネーミングでですね、やったからといって住民の方々に見える化、わかりやすさが全部伝わるのかといってもなかなか一概にそう言えない部分もあろうかと思っておりますので、やっぱりそこのところは何回も申しておりますけども、今、何が1番重要な課題であって、町が取り組んでいかなければならない施策は何なのか、それはどこが担当していくのか、地方創生の事業についてもやっていかなきゃいけませんし、ひと仕事創生機構の仕事も今からやっていかなきゃいけないということであれば、そういう部分をしっかりと担当するのはどこでやっていくのか。

私は前回もご提案をしたかと思っておりますけども、そういうところを担当する多良木町の企画的なことをやる課、オール多良木推進課というネーミングで申し上げましたけれども、そういうところの中で将来性、将来の多良木町の方向性はこのような町にしていくんだというようなことを一緒に出していただいて、機構改革というものに取り組んでいただければ、私は多良木町の住民の方に対する1番のサービスの提供だろうというふうに思っておりますので、やっぱり住民にとってわかりやすく利便性があり、新しい行政課題、先ほど述べましたけどもそれに対応できる組織体制を町長主導のもとでぜひ作っていただきたいと。

これはもうトップダウンでやっていかなないとなかなかできない部分があろうかと思っておりますので、全職員と一体となった機構改革にぜひ取り組んでいただくことを望みまして、この質問事項を終わらしていただきたいと思っております。

続きまして、次の質問事項に移らしていただきたいというふうに思います。教育行政について。質問要旨、教育長は、これまで時代に即した教育方針で教育行政に取り組んでこられましたけども、今後、町の教育方針・目標・あり方について、どのような考えを持っておられるか伺いたいと思っておりますけども、この質問に対しては昨日も同僚議員の方から教育方針の成果ということで質問がなされ、教育長から成果については答弁がなされておりますが、私は今回は、今後の教育方針の方向性・目標・あり方等について、どのような考えを持っておられるか伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼します。今後の教育方針・目標、そしてあり方ですね、これについて私の考え方を述べてほしいということでもありますので、今から申し上げたいと思います。なんさまもう教育の話になりますとちょっと私も気合が入りますので、ちょっと長引くかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。よろしくお願いします。

大きく 7 つほど方針、それから具体的なあり方、方策といいますか、こういうものを考えてみました。まず大きく第 1 点目はですね、何といたしましても学校教育におきましては、保護者の 1 番の願いは子どもたちの学力をしっかりと高めてもらいたいと、これが最大の願いだろうと思いますので、大きく 1 点目は、生きる力の元となる学力のさらなる向上、これを第 1 番目に掲げてみました。そのための方策としましては、1 つ目は、これまでに一生懸命つくり上げてまいりました学力向上の仕組み、昨日も申し上げましたが、熊大附属小中学校との連携、それから熊大教育学部の教授による指導、次年度は熊大の教授に中学校で授業してもらおうかなと思っておりますけれども、これもなかなかおもしろいんじゃないかと思いますが。それから多良木町教育委員会指定の研究校の研究、こういったものを通して、さらなる子どもたちの学力の向上を図っていきたくております。何におきましても教育行政の安定と継続性、これが大きな力になりますので、次年度もぜひ取り組んでいきたいと思っております。

方策の 2 番目ですが、働き方改革によりまして教師が子どもと向き合う時間を生み出して、そしてどうしてもわかってない子どもに対して個別指導の徹底を図っていくと、個別指導の徹底がやっぱり学力を上げていくための大きな力となります。

方策 3 点目は、読書それから新聞を活用することによって読解力を伸ばしていくと。以上が大きく 1 点目でございます。

それから大きく 2 点目の方針としましては、国際化の進展に対応できる力の育成ですね、国際化の進展に対応できる力の育成。ちょっと話それますが、私はインドネシアのバンド日本人学校の校長をしておりました。世界中には日本大使館があるんですけども、天皇誕生日にはですね、世界中の日本大使館で天皇誕生祝賀会が開かれるわけです。そこに各国の大使、公使、領事、それから企業のトップ、学会のトップとかですね、さまざまな方々が招かれます。その中で日本人学校の校長も慣例として招かれておりました。日本大使館はジャカルタにあるんですけども、そして ASEAN ってご存じですかね、東南アジア諸国連合で経済機構、政治機構が連合されておりますけれども、そこにも ASEAN 大使がいるんですよ。英語でアンバサダーと言いますけれども、二人の大使がいるんですね。その ASEAN 大使も日本大使も来ておられました。たまたまワインを飲みながら、そのお二人の大使と話す機会があったんですけども、私は問うてみました。これから国際社会で生きる人間に必要な条件は何でしょうかと。そのときにおふたりとも口々に言われたのは、1 つは異なる文化、多様性ですね、それから異なる価値感、これを受容できる人間の育成が必要であると。それともう 1 つおっしゃったのは、コミュニケーション能力、特に英語によるコミュニケーション能力、この 2 つが国際人となるための条件であると二人の大使がそういうことをおっしゃいましたね。私も日ごろそういう考えを持っておりましたので、うなずいて話をしたわけですが、そういうことを考えてみますときに、やはり国際化の進展に対応できる力の育成は欠かせないと私は思います。

じゃあ具体的方策をどうするかと言いますと第 1 点目は、現在行っておりますオンライン英会話を通して英語による実践的な実際使えるコミュニケーション能力を高める。2 点目は国際理解教育をさらに充実して、異文化や異なる価値感を受け入れる姿勢や態度を育てる。3 点目は、熊大や学園大に来ている留学生との交流機会を設けると、こういうことを考えてみました。

それから大きく 3 点目の方針でございますが、平和な世界を希求する人間の育成。ものの

本によりますと、旧石器時代の1万5,000年前に既に人間の戦争の痕跡が見られる、こういう文句がありました。以来、今の世のでも戦争は絶えておりません。平和が損なわれますと、すべてが失われます。平和な社会を維持することがすべてにおいて優先されねばならないと私は思います。したがって、平和な世界を希求する人間の育成、極めて重要であると思えます。

そのための方策第1点目は、子ども人権集会への積極的な参加、2点目は、青少年赤十字、JRC、ジュニアレッドクロスと言いますが、青少年赤十字活動を通して、アンリ・デュナンやナイチンゲールの人道主義や博愛精神を学ばせる。多良木町内のすべての学校は青少年赤十字に加盟して活動しております。3点目、夏休みに平和に関する映画を観せて、平和の大切さを学ばせる。以前はこの平和教育は非常に力を入れておられました。最近ではほとんどありませんので、多良木町としてはぜひこれを復活したいと考えております。

大きく4点目の方針、IT社会の進展に対応した教育環境の整備、IT社会の進展に対応した教育環境の整備。そのための方策としましては、国が進めるギガ構想というのがあるんですけども、つまり生徒一人一人に1台タブレットを持たせる施策、これを推進してまいりたいと思います。2点目、プログラム学習が必修化されました。従って、それを指導する教員の研修がやっぱり必要になってくると思いますので、この研修機会の設定、こういうものを考えてみました。

方針大きく5点目、時代の変化に対応した生涯学習の充実。方策1、本町には社会教育主事の資格を持った職業はおられますけども、教育振興課としましても、社会教育主事を育成して設置できればなと思っております。2点目、生涯学習講座の充実と学びを生かした社会貢献。これが特に学びを生かした社会貢献、この辺がまだ不十分かなと思っておりますので、こういうことに力を入れていけばどうかと思っております。それから方策3、公民館分館活動の活性化。今6区の方で長田区長さん方を中心に公民館活動がですね、非常にこう活発に行われております。それから槻木の方では今いきいき学校を中村さんの方でお仕えいただいて頑張っていると思いますが、こういうものをモデルとして、他の分館でも頑張っていればなあと思っております。それからせっかくあります日本遺産の効果的な活用ですね、これも大事なかなと思っております。

それから大きく6点目の方針としましては、児童生徒の政治に関する興味関心、これを育てて政治的教養の育成を図りたいと、児童生徒の政治に関する興味関心の育成と政治的教養の学習といいますか、昨日もここで話題になっておりましたね、選挙権18歳、非常にこれは大事だなと思っておりますので、そういう教育が必要かなと思っております。いわゆる主権者教育ですね、主権者教育の充実、これも図っていききたいと思います。

そのための方策1点目、政治に興味を持たせるという意味で子ども議会の開催ですね、以前は行われていたと思っておりますけど、またこれ復活できればと思っております。それから2点目は、町長さんや議長さん、あるいは議員さん方が先生となっていただいて学校で子どもたちへお話をさせていただく、直接ですね、そして興味を持たせる、政治に。それから3点目は、社会科とか総合的な学習等で継続的な主権者教育を行っていくと、こういうことであります。

大変長くなっておりますが、最後7点目の方針でございます。子どもの虐待を防止するための保護者の啓発、子どもの虐待を防止するための保護者の啓発。非常にこれは大きな問題になっております。せっかく生まれてきた子どもを熱湯を体に浴びせる、浴槽に沈める、何日も食事を与えない、冬の寒い日に裸で長時間外に立たせる、子どもを殴る蹴る骨折させる、挙げれば切りがありません。これが今、日本全国にこういうことが行われております。

そこで私は子どもの虐待を防止するための保護者の啓発ということを掲げました。ちょっとあのサプライズみたいになりますけども、これだなんだと思われませんか、さっきから私が大丈夫に持っておりましたけど、何でしょうか。この写真を見て、議員の方々はどういう感

想を持たれますか、いかがでしょうか。職員の方々はいいでしょうか。これはですね、この庁舎の1階、2階の掲示板に張ってあります。私はですね、これを見るたびに心が痛みます、見たくないです。廊下を歩いてこの写真は避けます、見ません。なぜならばこれ見てください、子どもです、よこれは。どれだけ悲しい顔してますか、いたたまれませんよね。何とかできないでしょうか、教育の力で。私は教育行政の力で何ができるか、1人でもこういう不幸な子どもをなくすためにどうしたらよいか、ずっと以前から考えてました。宮崎元県知事のどげんかせんといかんという、そういう気持ちなんですよ。

そして、私はこういうことをやる大人がいる、そしてどこの親かわかりませんが、そういう人間を育てた教育にも責任があると思います。多良木の生徒じゃなかったかもわかりませんが、東京かもわかりませんよ。しかし教育の世界に係る人間として、そういう親を出したというのは、私も教育者の端くれでございますけども、これを見るとき心が痛みます。どうしてこんな親が育ったか、どうしてこんな人間が出てきたのか、我々教育者にも責任の一端があるんじゃないかと思えますよ。多良木にも居るかもわかりませんが、私たちが知らないだけかもわかりませんよ。ちょっと涙が出そうになりますけども、私はこれはどげんかせんといかんと思えます。

それでじゃあどうするか、教育行政として。第1点目の方策は、PTA行事としてですね、親のあり方等について学ぶ機会を設ける。どうしてこういう虐待に至ったかの原因はいろいろあると思えますけども、子どものですね、育てるにはストレスがたまってもういたし方なくもう虐待してしまっただかあるんでしょうけども、ただやっぱり親はどうあるべきか、そのあり方等について学ぶ機会を設けたいと思えます。

方策2点目、生涯学習講座が今ございますけれども、その中にできたら親学、これを設けて1年間通して学習していただきたいなと思えます。3点目、公民館分館活動としてですね、それぞれの地区には子育ての超ベテラン、高齢者の方々いらっしゃいますよ。そういう方々の知恵とか知識を若い親御さん方に伝えてほしい。昔は世代間家族でしたよね、今は核家族化してますので、そういう先輩の方々の知恵とか技術が伝わる場がありません。だとすれば、1番身近な地域の方々に子育てについて教えていただくと、これを公民館活動に取り入れたらどうだろうかと、そういうことを思っております。

大変長くなりましたが、以上のように教育方針及びあり方について申し上げてみました。大変長くなりましたが最後に、私の教育に対する信念を申し上げまして答弁を終わらせていただきます。教育は100年の計という言葉があります。まことにそのとおりでありまして、一朝一夕に成果が上がるものではありません。継続すること、続けること、こつこつと努力を積み重ねること、これが遠回りのようではありますが、1番の近道だと私は考えております。英語のことわざにもありますが、Slow and steady wins the race、Slow and steady wins the race。まさに急がば回れであります。

また、教育は愛という言葉もございます。一人一人の先生方が教え子を自分の子ども、あるいは弟、妹、そのように思って、愛情深くご指導していただくときに、師弟の絆が強く結ばれて、教育の成果も大きく上がっていくものと思えます。

従いまして、この継続と教育愛、これを多良木町教育行政の基盤として、先ほど申し上げました方針に沿って、教育行政を推進してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。大変長くなって失礼いたしました。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 本当に長く語っていただきました。私は一点突破・全面展開かと思っておりましたところが、7点展開・全面展開。7点突破・全面展開ということで、教育長の新教育信念についても語っていただきました。もう少し私の方が質問事項が残っておりますので、すいませんけどここで暫時休憩をお願いしてよろしいでしょうか。

○議長（高橋裕子さん） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 23 分休憩）

（午後 3 時 31 分開議）

○議長（高橋裕子さん） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

2 番中村さん。

○2 番（中村正徳君） 残り時間もあと 28 分ということになってきましたんで、ちょっと急がしていただいて、答弁の方もですね、短めをお願いしたいというふうに思います。無観客の中での質問でございますんで、答弁の方よろしくをお願いします。

いろいろと熱く語っていただきました。第 1 は学力向上ということで、それから熊大との小中学校との教育連携についても行っていくというなことでございました。これらの事業をですね、今後、継続あるいは横展開させるためには予算が必要になってくるわけでございますけれども、残念ながら教育委員会には予算権がございません。

今回の当初予算にも、教育予算がかなり含まれております。前年度比で 2 億 8,000 万ほど増加はいたしておりますけれども、予算権というのは首長に町長にあるわけでございますんで、本来なら町長に質問しなきゃいけませんけれども、今回通告を教育長ということではしておりますので、教育長の答弁できる範囲内での伺いたいと思います。

多良木町の教育大綱はいつごろ制定されているのか、時期、あるいはいつ頃までの策定になっているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 答弁をさせていただきます。

これが現物なんです、多良木町教育大綱ということで、これが平成 25 年度の最終日、平成 26 年 3 月 31 日に発行されております。期間につきましては、1 ページに平成 26 年度始期として概ね 10 年程度としてありますので、法改正前ですので、法改正と申しますのが先ほどちょっと引用をいたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律が 26 年度に改正されました。

27 年 4 月からですね、新しい制度になっておりますので、それに新制度にのってないところの教育大綱でございます。概ね 10 年程度ということでございます。この答弁が私役場最後の答弁になりますので、よろしくをお願いします。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） もう一度課長お聞きします。26 年の 3 月 31 日、概ね 10 年という答弁をいただきました。

皆さんもご存じのとおり、また今井教育振興課長の話にもありましたけれども、教育基本法が 60 年ぶりに改正をされておまして、それに伴いまして現行の教育委員会制度も平成 26 年の 6 月 20 日に公布をされ、改正がされております。その附則の中で 2 年間の経過措置というのがとられておりますので、ちょうどこの前後ぐらいに答弁聞きますとその前後ぐらいの時期に制定されているんだろうというふうに思います。

・ ・ このときには教育長ではなかったのかなと思いますけれども、教育委員長だったのかもしれませんけれども、ちょうどそのころだったろうというふうに思います。現行の改正法では、教育長は首長が任命し、長は教育大綱を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会において協議するものとあります。町長も教育長も現在の教育大綱、今、先ほど課長が答弁されたときの策定には係わっておられないわけでございますけれども、教育長は総合教育会議の中で教育方針をしっかりと述べ、町長と一緒に新しい総合教育大綱を積極的に策定すべきだと思いますが、概ね 10 年ということでもまだ残ってるわけですが、新しい総合教育大綱というのを積極的に策定すべきだと思いますが、このことについてはどのように思われるか、短めに答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤邦壽君） 失礼いたします。教育大綱のことがお尋ねでございますけども、地教行法と申しますが、これが平成 26 年に改正されまして、その中で総合教育会議を設定されまして、町長さんの首長さんの教育に対するお考え、思い、そういうものが総合教育会議におきましてお話されて、それが教育大綱の中にもですね、反映されるような仕組みになってまいりました。

ということを一応申し上げまして答弁をしたいと思います。地教行法が、いわゆる地教行法が 26 に改正されまして、その中の第 1 条の 3 にですね、首長が教育大綱を作成されることと規定をされております。

地教行法改正前はですね、教育大綱は教育委員会が独自に作成されるようになっておりましたけれども、近年の教育行政におきましては、福祉、あるいは地域振興などの一般行政との密接な連携が必要になってきておりますので、首長と教育委員会との間で十分に協議をして、調整を尽くして作成することが重要になってきております。

したがいまして、教育大綱の作成にあたりましては、議員がおっしゃいますように、総合教育会議等でしっかりと協議して、首長と協力して取り組んでいきたいと考えております。私の答弁も最後になるかわかりませんが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） おっしゃったとおりですね、教育会議の中で、教育委員会それから教育長と町長と協議を重ねて総合教育大綱を策定するというようなことがうたってありますけども、先ほど概ね 10 年ということと期間を言われましたけども、これには縛りがあるのか、それから総合教育大綱というのは絶対つくらないといけないのか、今井教育課長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 今井教育振興課長。

○教育振興課長（今井一久君） 気を使っていたいてありがとうございます。

改正法におきましてはですね、もともとは 10 年というような形だったんですけど、10 年の間にも指導要領の改正とか、そういう時代の変化に応じてはですね、見直しを行うべきというふうに書いてあったんですけど、27 年以降の改正地教行法におきましては、首長が策定されるということで、首長の任期が 4 年ってということで、概ね 4 年、5 年をめどにですね、改定されるべきというような形で解釈をされるとこなんですけど、近隣の町村をちょっと調べましたところ、半分ぐらいはまだ旧法の時代っていうところで対応しているってところでございます。

私見でございますけど、そろそろ多良木町におきまして、来年度あたりから検討を始め、大綱については改正すべきかというふうには考えております。よろしく願いします。

えーとですね設置義務はございます。ただ、これに変わるっていう計画もあるんですけど、そちらの方が大変、ちょっと厚みがあるというか内容がちょっと複雑ですので、教育大綱は熊本市の教育大綱でも結構 6 ページ 7 ページぐらいで、まさに首長がつくられるので、大まかな方向性を出されてっていうことで、設置義務はございます。よろしく願いします。

○議長（高橋裕子さん） 2 番。

○2 番（中村正徳君） そうですね、今課長答弁されたように、大体よその町村を見てみますと、4 年、5 年ぐらいの期間で作られるということで、これは教育委員会じゃなくて首長の方で作られるわけでございますので、そん中で総合教育大綱というのは義務というのは発生しないわけでございます。教育会議の中で首長が教育方針を示されて、教育会議の中で十分と教育方針を設定されたらぜひとも作らなきゃいけないっていう問題ではないんですけども、作っておいたほうがいいのかというのは先ほど予算のことでも言いましたけども、いつの期間でどういうことをやっていきたいということを明確にこの教育大綱の中に入らなければ、それ



によって実施計画なりが組み立てられていくわけでございますので、これはやっぱり作るべきだろうというふうに思っております。

そこで質問でございますけれども、第6次多良木町総合開発計画策定も町長の任期に合わせて前期4年、後期4年8年で令和3年度に決定することですから、教育大綱もこれに合わせて前期3年、後期3年6年で設定し、実施計画の見直し等をしながら、教育、文化の振興を重要課題と位置づけ、総合教育会議の中で新しい教育大綱を策定するため極めて重要な時期だろうと思います。

ここで議長のお許しをいただきたいと思うわけでございますけれども、教育大綱策定については、先ほどから申しておりますけれども、町長が策定するというようになっておりますので、通告はいたしておりませんが、町長の考えをお聞きしたいなというふうに思っておりますのでお許しをいただきましたら、町長の方に質問をしたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 町長の発言を許可します。

○2番（中村正徳君） それでは許可をいただきましたので、総合教育会議において、教育委員会、教育長と協議をし、令和3年度までに新しい教育大綱の策定に着手されるかどうか伺いたいと思っております。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 先ほども今井課長の方から示しましたこれが教育大綱で、23ページにわたってます。

で、先ほどちょっと言葉の端に今井課長から出てきました熊本市の教育大綱、これは薄いんです。そしてですね、多良木町の教育大綱については、まだ首長部局は入ってなくて、教育委員会の方でつくってあります。こちらはですね、平成28年の3月にできてるのは大西市長の顔が写真で入っていて、大西市長がはじめにということで教育大綱を作るにあたってのですね、いろんな自分の考え方を述べられております。

今回、教育長も、この平成26年3月に作って、やがて6年ということになるんですけども、その時は教育長が違っておりましたので、先ほど教育長がですね、非常に素晴らしい自らの教育の方針というか、自分はこういうふうに思ってるんだという教育に対する熱い思いを語っていただきましたので、これは何年度に策定ということはまだちょっとわかりませんが、教育大綱の策定をするべきかどうか、まずは教育委員会部局とちょっとお話をさせていただいて、そして総合教育会議のですね議題にあげさせていただきたいと思っております。

そして教育委員会のお話を聞きながら、つくるのは町長部局ということでもありますけれども、しかし内容においてはですね、こういうにずっと、ちょっと私もこれ課長からいただいて読んでみたんですが、基本理念から述べてありますけれども、基本は似たようなことになるかと思いますが、しかし細部においては、教育長あるいは教育委員会の思いが反映されるようなそういう教育大綱を作ればなと今思っておりますので、いつまでというのはちょっとご容赦いただきたいんですが、今度の総合教育会議の議題にあげさせていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 作りたいのは作りたいんですけども、時期的にはまだわからないということですけども、私が言ってるのは、令和3年度までにですね、多良木町の総合開発計画が策定されます。その中にやっぱり教育というものも総合開発計画の中にはうたい込まれるわけです。農業の振興であったりとか町の観光の振興であったりとか教育もその中にうたい込まれていく事項でございますので、この中からの1項別枠といいますか、その中で教育に対する大綱というものをですね、別枠で作ったほうがいいたろうということで同時進行させていかないと、総合開発計画の中にはうたってあるけども、こっちの大綱はできてないということではですね、先ほどから申しておりますけど、予算権がないわけですので、こちらの方

でIT事業化を進める、教育化を進めていきたいんだとか、英会話の方を進めていきたいんだとかっていう教育委員会、それから教育会議の中でそういう意見が出てきた分については、ちゃんとうたい込んでいかないと整合性がとれないわけでございますので、そういう面から見ますと、ぜひ一緒に時期に合わせて一緒に作っていくとすれば令和3年度中にはその策定をして、令和4年にはできますっていう答弁をですね、していただいたほうがいいのかなと思います。そのもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（高橋裕子さん） 吉瀬町長。

○町長（吉瀬 浩一郎君） 総合開発計画と整合性を持たせてということで、大変いいご意見をいただきましたので、十分に参考にさせていただいて、そして総合教育会議に反映させていただきたいと思います。

○議長（高橋裕子さん） 2番。

○2番（中村正徳君） 町長の方も総合開発計画に合わせて、教育大綱も同時に進行させていきたいということで一安心をいたしました。

この1年間がですね、令和2年、令和3年度っていうのが、教育行政の方向性、教育大綱も定める時期といいますか、極めて重要な時期だろうというふうに思います。と同時に、機構改革、地方創生事業も含めた第6次多良木町総合開発計画、先ほど言いましたの策定もする時期と重なってきますので、首長とそれから教育長とやっぱり総合教育会議の中において、やっぱり一緒に連携をしながら、こちらを両方とも策定していくべきだろうというふうに思いますので、限られた時間で大変だろうとは思いますが、ぜひ、多良木町の教育大綱も定めていただいて、その中で多良木町の教育がさらに発展し、人吉球磨で1番というよりも、もっと幅広い熊本県下でも1番2番と言われるような、多良木町の教育が学力アップにつながっていくようになれば素晴らしいなというふうに思っております。

まだ少し時間がありますけども、ここいらで今回の一般質問を終わらせていただきたいと思っておりますけども、教育課長の方でもし何かご意見がありましたらよろしいですか、あと10分間あります。よろしい。じゃこれで終わらせていただきます。

○議長（高橋裕子さん） これで2番中村正徳さんの一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（午後3時51分散会）